合格答案作成講座 民 法 無料体験冊子②

上三 東京リーガルマインド



LU18382

合格答案作成講座·論証集 民 法

上 東京リーガルマインド

はしがき

予備試験,司法試験,法科大学院入試においては,基本的事項に関する知識,理解があることを前提として,その応用力を問う問題が毎年のように出題されています。限られた試験時間内でそのような応用問題に対応するためには,基本的事項について,あらかじめ十分な準備をしておく必要があります。本教材は,その準備に役立てていただくツールとして,各論点の論証例を提示したものです。

収録されている論証例の中には、一見して長大なものも存在します。学習意欲の維持という点からすると、すべての論証が簡略化されている方がよいのかもしれません。しかし、簡略化が過ぎると、結論のみの暗記と大差のないものとなってしまい、他者からの評価に結びつかない独りよがりの「論証パターン」に陥る危険性があります。

高い評価を勝ち取る論証を展開するためには、正しい理解が必要です。そして、その理解の対象は、条文・判例・通説的学説といった重厚な内容を有する文章群となります。理解の対象が重厚である場合、必要以上に簡略化をすることは、恣意的な改悪でしかありません。

以上のような観点から、論点によっては長めの論証例を提示したものもありますが、これをそのまま自分の論証とする必要はありません。我々が提供するものは、あくまでも「土台」です。ご自身で、自分が使い易いようにエッセンスを抽出し、カスタマイズする作業を行うことが大切です。ラインマーカーなどで印をつけたり、下線を引いたりして、キーワードやロジックの流れを押さえておけば、直前期の総復習にも役立つ実践的な論証集となるでしょう。

本教材の特長

1 基本的かつ重要な論点をセレクト

効率的な学習に役立てていただけるよう,本教材では,予備 試験,司法試験,法科大学院入試での出題が予想される基本的 かつ重要な論点を厳選して取り上げています。

2 判例・通説ベースの論証を豊富に記載

大前提となる基本論点と関連する重要論点とを区別して記載し、膨大な数にのぼる論証群をわかりやすく整理しました。各論点に対する論証は、《問題提起》と《論証》のかたちで示してあります。

≪問題提起≫では、なぜその論点が問題になるのかを端的に示しています。また、≪論証≫は、判例または通説をベースとしたものを用意しました。ラインマーカーなどで印をつけたり、下線を引いたりして、キーワードやロジックの流れを押さえるようにしてください。

3 関連知識、関連過去問、関連判例の記載

必要に応じて、各論点に関連する知識や考え方の≪ポイント≫を欄外に記しています。また、関連過去問として新旧の司法試験及び予備試験の出題年度を記載したほか、関連判例についても年月日と百選番号を記載しています。

4 定義集と完全リンク

各論点が体系上どこに位置づけられるのかを意識しながら学習していただくため、定義集における関連箇所につき、該当ページを「⇒定 p.○○」と表記しています。また、本教材内での関連箇所については、該当ページを「⇒p.○○」と表記しています。

合格答案作成講座・論証集 民法

目 次

第一	1 編	1	総貝																					
第	1:	章	法	律	行	為(か :	主作	本	٠.			٠.			٠.				٠.	٠.	 ٠.	 	· 1
	1	制	限行	為	能丿	り者	制	度			٠.											 	 	. 1
	論	点]	1	取消	il	と無	. 効	のこ	_ 1		j											 	 	• 1
	論	点 2	2 ;	意思	無	能力	力者	が	した	と法	律	行為	もの	効フ	<u></u> 5							 	 	• 1
	論	点	3	相手	方	から	0	無多	効 🗄	主張	きの	可召	≨									 	 	• 2
	論	点	4	後見	開	始の	審	判	をう	受け	る	前に	こし	た彳	亍為	のほ	反消	し	カ可	否		 	 	• 2
	論	[点]		後見																				
	論	点(制限																				
	2	失	踪宣																					
	論	点	1	32 🕏	€ 1	項征	爰段	さに	お	ける	5善	意	(水	方	善意	說) .					 	 	• 4
	論	点 2		悪意																				
	論	点:		悪意																				
	3	法	人.																					
	論	点	1	「目	的	の匍	通用	内」	(34	条)	0)	意	義 ·								 	 	. 6
	論	点 2																						. 6
		:点:		一般	:法	人沒	÷ 90) 条	4	項(の決	・議	をク	7	場台	全の	行為	為の	効	力・	• •	 ٠.	 	• 7
		点~																						. 7
		点 5		理事																				
		点 (一般	:法.	人沒	÷ 77	7 条	: 5	項	と 1	10	条0	り類	推证	新用	のほ	関係			• •	 • •	 	. 8
		i点 7																						. 8
		1点 8	3	一般	:法	人法	÷ 78	3 条	اط :	代	表者	台の	個ノ	責丿	任	(70	9 条	€)	• •		• •	 • •	 	. 9
		点 (権利																				
		点]		構瓦																				
		[点]		代表 社园																				
	誦	点	12	住口] 名	義(ク登	記	• •												• •	 • •	 	10
A-A		立	>+	- /土	<i>.</i> –	4																		11
牙	2																							
	1		約の																					
		点		動機																				
	論	点 2		契約																				
	2	通	謀虛																					
	論	点]		94 🛊																				
	論	i点2		94 🖇																				
		点	3	譲受	:人:	悪意	÷ •	転行	导者	計善	意	の場	易合	の	「第	三克	旨」	該	当性			 ٠.	 	13
		点4		善意																				
		点		94 🖇																				
	論	i点(3	94 🕏	€ 2	項類	負推	適	用	(活	思意	.外 3	形対	応	型)						• •	 	 	15

	論	i点	7	94条2	項・1	10 条	€法:	意併	用(意思	外形	き 非メ	対応:	型)		 		 • 16
	論	i点	8	94条2	項・1	10 条	*類	推適	用(意思	外形	き 非メ	対応	型)		 		 • 16
(3	錯	誤													 		 18
	論	i点	1	動機の	錯誤・											 		 · 18
	論	点	2	「法律	行為σ	要素	₹]	(95 ∮	条)	の意	義・・					 		 · 18
	論	点	3	相手方	が悪意	まの場	易合	の 95	5 条 1	きだ	し書	適用	の同	了否		 		 • 19
	論	i点	4	錯誤無														
	論	点	5	錯誤無														
	論	点	6	錯誤無	効と割	丰欺耶	対消	しの	二重	効·						 		 . 20
	論	点	7	錯誤と														
	論	点	8	錯誤と	和解の	確定	≧効	との	関係					• • •		 		 • 21
4	1	詐	欺	• 強迫														
	論	点	1	沈黙に	よる計	F欺·										 		 . 21
	論	点	2	96条3	項には	おける	3 F	第三	者」	の意	〔義·					 		 • 22
	論	点	3	96条3	項には	おける	3 F	善意	ع ا	:無過	9年6	の要	否・・			 		 • 22
	論	点	4	96条3														
	論	点	5	詐欺取	消後♂	第三	主者							• • •		 		 · 23
第	3 :	•		代理··														
	1	序	説													 		 24
	論	i点	1	委任契	約と代	に理権	重授	与行	為の	関係						 		 . 24
		•	*	1) = 1 %	110 沙山	1 0	TH V	. 1 /1	<u> </u>	b. 10 =	·#:							0.4
		-		人による														
		-		人による 理人によ														
	論	-	代		よる取	消し	の場	場合と	第 :	三者	呆護					 		 • 25
2	論 2	◆ 点	代 2	理人によ	よる取 関の鉛	消し 昔誤・	の場 	場合と 	: 第三	三者(呆護 					 		 · 25 · 25
2	2	◆ 点	代 2 注理	理人に』 表示機 行為 ・・・	よる取 関の鉛	消し 昔誤・ ····	の場 	場合と ····	:第三 	三者(····	呆護 					 		 · 25 · 25 25
2	2 論	◆点代	代 2 建 1	理人に 表示機 行為・・ 「本人 直接本	tる取 関の鉛 の指図 人名義	消 け 誤 ・ 」 で る で な る た り て な る た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	の場 101 よし	易合と Ⅱ) た代	: 第3 · · · · の 明 理行	三者(釈 釈	呆護 					 		 · 25 · 25 25 · 25 · 26
2	2 論 論	◆点代点	代 2 理 1 2	理 表 行 「 直代 で 後 で 大 本 接 理	た関・の人の ・ の人の ・ 図 ・ 図 ・ の ・ 図 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の	消誤 ・	の場 101 よし	景合と · · · · Ⅱ) た代 · · ·	: 第三 · · · · · の解 理行 · · ·	三者(呆護 . 効果 					 	• • • •	· 25 · 25 25 · 25 · 26 · 26
2	2 論 論	◆点代点点	代 2 理 1 2 3	理表 行 「直代代と、 人本権と	た関 · の人の詐 取 鉛 · とる 取 鉛 ・ と	消誤・ 【 き] ・ し・ ・ (な・・	の場 101 こし 	景合と ····· Ⅱ) た代····	: 第三 · · · · · の解 理・· · ·	三者(···· 釈· 為。···	保護 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						· 25 · 25 25 · 25 · 26 · 26 · 27
2	2 論論論論	◆点 代点点点点点	代 2 理 1 2 3 4 5	理表 行「直代代代人示み 本接理理理理	と関 ・の人の詐と 取 錐・ 図 義用・ 目	消誤・引き引・ミレ・・(な・・方	の場 ・・・ 101 は ・・・ 通	景合・	第・・の理・・偽	三者(呆護 ・・・・ ・ 効・・・ した	·····································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					· 25 · 25 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28
	2 論論論論	◆点 代点点点点点	代 2 理 1 2 3 4 5	理表 行 「直代代と、 人本権と	と関 ・の人の詐と 取 錐・ 図 義用・ 目	消誤・引き引・ミレ・・(な・・方	の場 ・・・ 101 は ・・・ 通	景合・	第・・の理・・偽	三者(呆護 ・・・・ ・ 効・・・ した	·····································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					· 25 · 25 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28
	2 論論論論 論	◆点 代点点点点点	代 2 理 1 2 3 4 5 見	理表 行「直代代代人示み 本接理理理理	、関の人の詐と あの・指名濫欺相 図 義用・手	消誤・引急引・ミ・し・・(な・・方・	の場 ・・・ 101 は・・・ 通	景合・	第二・の理・・偽・	三者・・・ 釈為・・・示・・	呆護 	·····································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					· 25 · 25 · 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 29
	2 論論論論 論	◆点 代点点点点点表	代2理12345見1	理表 行「直代代代 代人示 為本接理理理 理に機・人本権と人・	は関 ・の人の詐と ・理るの・指名濫欺相・に取録・図義用・手・1	消誤・ 引急月・ミ・ 09	の場	景合・・・・ Ⅱ た・・・謀・・適・・・・)代・・・虚・・用	第・・の理・・偽・さいの理・・・表・れ	12. ・・釈為・・・示・・る	呆護効		····································					· 25 · 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 29 · 29
	2 論論論論 3 論論	◆点 代点点点点点 表点	代2理12345見12	理表行「直代代代代法白白人示為本接理理理理定紙紙に機・人本権と人・代委委	に関 ・の人の詐と ・理任任るの ・指名濫欺相 ・に状状取 鋒・ 図義用・手・ 1のの	消誤・「急引・ミ・・のうなでし・・・(な・・・か・・条代代	の・・・101 し・・・ 道・・ がとと	易・・・Ⅱた・・謀・適表表合・・・)代・・・虚・用見見	*・・・の理・・偽・ さ代代第・・解行・・表・ れ理理		呆・・・効・・し・・ 被転護・・・ 界・・た・・ 交得	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						· 25 · 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 · 29 · 29 · 30
	2 論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点 表点点点点	代2理12345見1234	理表行「直代代代代法白白事人示 為本接理理理 理定紙紙実に機・人本権と人・代委委行	よ関 ・の人の詐と ・理任任為るの ・指名濫欺相 ・に状状と取録・ 図彰用・手・ 1のの1	消誤・「急目・年・(の))」(10)・・(な・・か・条付付条)	の・・・101 し・・・ 道・・・ がとと・・	景・・・Ⅱた・・謀・・適表表・・・・)代・・・虚・・用見見・・	**・・・の理・・・偽・・さ代代・・第・・・解行・・・表・・ れ理理・	三・・・釈為・・・示・・る①②・・者・・・・の・・・を・・か((・	呆・・・・効・・・し・・・被転・護・・・・ 界・・・だ・・・ 交得・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					· 25 · 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 · 29 · 29 · 30 · 31
	2 論論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点 表点点点点点	代2 理1 2 3 4 5 見 1 2 3 4 5	理 表 行「直代代代 代法白白事公人示 為本接理理理 建定紙紙実法に機・人本権と人・代委委行上	、関 ・の人の詐と ・理任任為のるの ・指名濫欺相 ・に状状と行取 針・ 図 義用・手 ・ 1のの1巻	消鵲 ・ 引き ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の・・・101 し・・・ 道・・・・ きょうしょ がっこう はい ・・・ 通・・ がっとと・・ 10 ・・ 10 ・・ 10 ・・・ 10 ・ 10 ・ 10 ・・ 10 ・・ 10 ・	景・・・Ⅲた・・謀・・適表表・条合・・・)代・・・虚・・用見見・・・	・ ・・・の理・・・偽・・さ代代・・・第・・・解行・・・表・・れ理理・・・	三者・・・釈為・・・示・・る①②・・・	呆	こ場合 における はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた	音の:	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				· 25 · 25 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 29 · 29 · 30 · 31 · 31
	2 論論論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点表点点点点点点	代2理12345見123456	理 表 行「直代代代代 代 法白白事公相人示 為 本接理理理 理 定紙紙実法手に機 ・ 人本権と人 ・ 代委委行上方	に関 ・の人の詐と ・理任任為のがるの ・指名濫欺相 ・に状状と行代取 錐・ 図義用・手・ 1σσ 1巻理	消鵲 ・ 引き 月・ミ ・ 09 シラ 10 きし ・ ・ (な・・ カ ・ 条 付付条 1 を	の・・・101 し・・・・ 通・・ がとと・・・ 104 し・・・ 通・・ がとと・・ 10本	景・・Ⅱた・・謀・適表表・条人合・・)代・・虚・用見見・・と	:・・・の理・・偽・・さ代代・・誤第・・解行・・表・・れ理理・・信	三子・・・釈為・・・示・・る①②・・・した。	呆・・・効・・・し・・、被転・・場等・・・ 暑・・だ・・ 女得・・ 合		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					· 25 25 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 29 · 29 · 30 · 31 · 31 · 32
	2 論論論論論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点 表点点点点点点点	代2理12345見1234567	理表行「直代代代代法白白事公相「人示 為本接理理理 理定紙紙実法手第に機・ 人本権と人・代委委行上方三	よ関 ・の人の詐と ・理任任為のが者るの ・指名濫欺相 ・に状状と行代」取録・ 図義用・手・ 1のの1為理(消鵲・引き引・ミ・ 00 シウ 10 と人し・・(な・・カ・ 条付を条 1 を引110	の・・101し・・・通・がとと・・0本)	景・・・Ⅲた・・・謀・・適表表・条人の合・・・)代・・・虚・・用見見・・・と意	: ・・・の理・・偽・・さ代代・・誤義・・・解行・・表・・れ理理・・信・	三子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	呆・・・・効・・・し・・・被転・・・場・・ 場・・・ なぞ・・・ 合・・		合の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)			· 25 · 25 · 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 · 29 · 29 · 30 · 31 · 31 · 32 · 32
	2 論論論論論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点表点点点点点点点点	代2理12345見12345678	理 表 有「直代代代 代法白白事公相「「人汞 為本接理理理 理 定紙紙実法手第正に機 ・ 人本権と人 ・ 代委委行上方三当	よ関 : の人の詐と : 理任任為のが者なるの : 指名濫欺相 : に状状と行代」理取 鏡 : 図義用・手 : 1页の1巻理(由	消鵲・ 引き目・ミ・・0> >> 1 も目11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	の・・・101 し・・・ 道・・ 対 き は き き ここを 110	景・ ・ Ⅲた・・謀 ・ 適表表・条人の条合・・・)代・・虚 ・ 用見見・・と意)	:・・・の理・・偽・・さ代代・・誤義の第・・・解行・・表・・れ理理・・・信・半	三・・・釈為・・・示・・る①②・・・し・・関	呆・・・効・・・し・・、被転・・・場・・基護・・・・ 界・・・た・・・ 交得・・・合・・・							· 25 · 25 · 25 · 26 · 26 · 26 · 27 · 28 · 29 · 30 · 31 · 31 · 32 · 32 · 32
	2 論論論論論論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点 表点点点点点点点点	代2 理1 2 3 4 5 見 1 2 3 4 5 6 7 8 9	理 表 行「直代代代 代法白白事公相「「「人示 為 本接理理理 定紙紙実法手第正日に機 ・ 人本権と人 ・ 代委委行上方三当常	に関 :の人の詐と :理任任為のが者なのるの :指名濫欺相 :に状状と行代」理家取 錐 ・ 図義用・手 ・1のの1差理(申事	消鵲 ・ 引を引・ ニ・・ のうう 10 もとしまい (な・・・ カ・・ 条 付付条 1 を彡(()	の・・・101 し・・・道・・ がとと・・10本)101 110 761	景・・Ⅱた・・謀・適表表・条人の条条合・・)代・・虚・用見見・・と意))	・・・・の理・・偽・・さ代代・・誤義のの第・・・解行・・表・・れ理理・・信・半衛	三・・・釈為・・・示・・る①②・・・し・・問題者・・・・の・・・を・・か・(・・・た・・・・あ	呆・・・効・・・し・・被転・・・場・準・護・・・・界・・・た・・・交得・・・合・・・・							· 25 · 25 25 · 26 · 26 · 27 · 28 · 29 · 30 · 31 · 31 · 32 · 32 · 33
	2 論論論論論論論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点表点点点点点点点点点	代2理12345見12345678910	理 表 「直代代代代法白白事公相「「「76人	に関 :の人の詐と :理任任為のが者なのはるの :指名濫欺相 :に状状と行代」理家夫取 錐・ 図義用・手・ 1页の1差理(由事婦	消鵲・引きす・5・09)38813388888888888888888888888888888888	の・・101 し・・・ ぎょう きょう きょう はっかい とと・・ 10本) 10 1761 の	景・・Ⅱた・・謀・適表表・条人の条条家合・・)代・・虚・用見見・・と意))事	・・・・の理・・偽・・さ代代・・誤義のの代第・・・解行・・表・・れ理理・・・信・半範理	三・・釈為・・示・る①②・・し・則類権者・・・の・・を・か((・・た・碁)を	呆・・・効・・・し・・、被転・・・場・・基・・認護・・・・ 界・・ た・・ 交得・・・ 合・・・ め	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・処・・用型・・・・・か・・・・理・・型)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				· 25 · 25 · 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 · 29 · 30 · 31 · 31 · 32 · 32 · 33 · 34
	2 論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点 表点点点点点点点点点点	代2理12345見1234567891011	理 表 「直代代代 代法白白事公相「「「76日人示 為本接理理理 理定紙紙実法手第正日1常に機 ・人本権と人 ・代委委行上方三当常条家	よ関 ・の人の詐と ・理任任為のが者なのは事るの ・指名濫欺相 ・に状状と行代」理家夫代取 鏡・ 図義用・手・ 1のの1為理(申事婦氏	消鵲・引き月・ミ・・0ラシ) きせんしょ ままけれる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の・・101し・・・ 通・がとと・・ 10本)101に・・・ 通・がとと・・ 10本)101にと	景・・Ⅱた・・謀・適表表・条人の条条家10合・・)代・・虚・用見見・・と意))事条	・・・・の理・・偽・・さ代代・・誤義のの代の第・・・解行・・表・・れ理理・・信・半衛理道	三・・釈為・・示・る①②・・し・則質権腫者・・・の・・を・か((・・た・彗)を	呆・・・効・・・し・・被転・・・場・準・認・護・・・・界・・・た・・・交得・・・合・・・・メ・			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				· 25 25 · 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 29 · 29 · 30 · 31 · 31 · 32 · 32 · 33 · 34 · 34
	2 論論論論論論論論論論論論論論論論	◆点 代点点点点点 表点点点点点点点点点点点	代2理12345見12345678910	理 表 「直代代代代法白白事公相「「「76人	よ関 ・の人の詐と ・理任任為のが者なのは事用るの ・指名濫欺相 ・に状状と行代」理家夫代の取録・図義用・手・ 1页の1巻理(由事婦氏)	消鵲・『愛月・ミ・・のシショを見れる事情理可しまい。で・・カ・・多を付象しとして、相権否し・・・(ひょ・)の	の・・101し・・・通・ がとと・・10本)1761の1・・	景・・Ⅱた・・謀・適表表・条人の条条家10・合・・)代・・虚・用見見・・と意))事条・	・・・・の理・・偽・・さ代代・・誤義のの代の・第・・・解行・・表・・れ理理・・・信・半衛理道・	三・・釈為・・示・る①②・・し・則質権則・者・・・の・・を・か((・・た・碁)を	呆・・・効・・・し・・被転・・・場・準・認・・・護・・・・ 界・・・だ・・・ 交得・・・ピ・・・・ ぱ・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				· 25 • 25 • 25 · 25 · 26 · 26 · 27 · 28 • 29 · 30 · 31 · 31 · 32 · 32 · 33 · 34 · 34 · 34

4	無	権化	七理	ع	相系	続·															 	 		35
豁	点	1	無材	霍代	理	人	が本	人	をす	泪約	もし	た	場台								 	 		35
詣	点	2																						
詣	点	3																						
論	点	4	相系	売人	が	無相	雀代	理	人。	とオ	こ人	(D)	双ラ	方を	相	続	した	場	合·		 	 		38
論	点	5																						38
第 4	章	無	乗 效	j •	取	!消	il														 	 		39
1	取	消札	霍者	٠																	 	 		39
豁	点																							39
	点																							
2			な法																					40
_	点																							
	点																							
PH	H ////	4	4X 1	ΗС	, (C	Α,	ノエ		/_ ^	`=	3 小川	14		歪 哼] 小、	惟	/	r >/J :	炒1 1=	1]				40
第 5	卋	D :	寺玅	٠.																	 	 		41
	•																							
1	-		字説																					
	点																							
	点																							
	点																							
	点																							
	点																							
	点																							
	点																							
	点																							
	点																							
論	点																							45
2	取	得日	诗劾																					46
論	点	1	,		. —	_																		
豁	点	2	自己	3物	の	時る	効取	得								• • •					 	 		46
論	点	3	再月	度の	取	得日	寺効	0	完月	成と	: 抵	当	権・	٠.		• •					 ٠.	 		47
豁	点	4	土‡	也賃	借	権(の時	効	取彳	事と	: 抵	当	不重	助 産	ミの	買	受人	. ^	のす	抗抗	 	 		48
3	消	滅日	诗効	١												٠.					 	 		49
詣	点	1	「柞	霍利	を	行值	吏す	る	ے د	とカ	うで	き	る目	寺」	0)	意	養 ·				 	 		49
詣	点																							
第2編	i	物材	権·																		 	 		51
第 1			· _ 勿権																					
	•		の福 的請																					
1																								51
	点																							
	点角						_																	
誦	点	3	物本	在 的	請	水木	催(/)	相	手り	力 .						• • •					 ٠.	 	٠.	52

2	2	物		変動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	論	点		物権行為の独自性の肯否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
				勿権行為の有因・無因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		♦	物	勿権変動の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
3	3	不	動]産物権変動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	論	点	1	不完全物権変動論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	論	点	2	「第三者」(177条) の範囲 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	55
	論	点	3	背信的悪意者排除論 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	論	点	4	背信的悪意者からの譲受人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	5	善意者を介した場合の背信的悪意者の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	論	点	6	時効取得と登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	7	解除後の第三者と登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	8	共同相続と登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	9	相続放棄と登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	10		
	論	点	11		
	論	点	12		
	論	点	13		
	論	点	14		
	論	点	15		
	論		16		
4	1	動	産	鸗物権変動⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
	論	点		178 条の「第三者」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		♦	賃	賃借人・受寄者の「第三者」(178条) 該当性	
	論	点		金銭所有権の特殊性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	5	即	時	·取得·····	
	論	点	1	登録可能な動産と即時取得(192条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	2	制限行為能力者や無権代理人の処分と即時取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	3	取消前の第三者と即時取得の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		点		占有改定と即時取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		点		指図による占有移転と即時取得①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		点		指図による占有移転と即時取得②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		点		即時取得と回復請求権との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	8	占有者の盗品使用収益権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	論	点	9	代価弁償請求権の法的性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
				1 1 1 1 1 -	
第	2 1			占有権・所有権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	1	占		「権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	論	点	1	相続と「新たな権原」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
2	2	相	隣	関係	70
	論	点).	分筆後の残余地の特定承継と袋地所有者の通行権 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
3	3	不]産の付合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		点		· 在 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		点		賃借人のした増築部分の付合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
				建築途中の建物への第三者の工事と所有権の帰属・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

4 共有		
論点1	共有者相互間の明渡請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
論点2	共有者の一人による不実登記の抹消手続請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
第3章	担保物権 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74
	権 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
· 品 [2]	留置権の牽連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	#物買取請求権と留置権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
◆ 不	動産の二重譲渡と留置権主張の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
論点2	295 条 2 項類推適用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	76
論点3	賃貸借契約終了後の留置権者の居住の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
2 先取	特権 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	77
論点1	動産売買先取特権の物上代位①(請負代金債権)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
論点2	動産売買先取特権の物上代位②(一般債権者の差押え)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
論点3	動産売買先取特権の物上代位③(債権譲渡との優劣)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
3 質権		79
論点1	質権設定者への質物の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
論点2	責任転質の法的性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
論点3	動産質権に基づく引渡請求の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
論点4	債権質設定者の質権者に対する担保価値維持義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
4 抵当	権 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80
論点1	抵当権の付従性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
論点 2	流用登記の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
論点3	将来発生する債権のための抵当権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
論点4	抵当権の効力の及ぶ範囲①(従物)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
論点5	抵当権の効力の及ぶ範囲②(従たる権利)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
論点 6	賃料債権への物上代位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	料債権に対する物上代位と相殺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
◆ 賃	:料債権に対する物上代位と敷金の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
論点7	転貸賃料への物上代位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
論点8	抵当不動産の保険金請求権に対する物上代位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
論点 9	一般債権者の差押えと物上代位の優劣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
論点 10		
論点 11		
論点 12		
論点 13		
論点 14		
論点 15		
論点 16 鈴占 17		
論点 17 論点 18		
編点 18 論点 19		
編点 19 論点 20		
編点 20 論点 21		
	抵当権に其づく妨害排除請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	i	論点	. 23																	· · 94
	i	論点	. 24	4 抵当	4権	侵售	手に!	対す	る	不法	行為	為責	任・・					 		 94
	5		餦渡	担保														 		 . 95
	i	論点	1	譲渡	担担	呆の	認気	È··										 		 95
	i	論点	2	譲渡	担担	呆の	法自	勺性	質(<u>1</u>) (所有	権自	勺構	成)				 		 96
	i	論点	3																	96
	i	論点	4	不動	産	譲渡	担例	呆の	実彳	亏								 		 97
	i	論点	5	受戾	権	放棄	に。	にる	清算	算金	支払	請求	はの	可否	·			 		 98
	i	論点	6																	98
	i	論点	7																	99
		論点																		• 100
	i	論点	9																	· 100
		論点																		• 101
		論点																		• 101
	i	論点																		• 102
	6			権留																
	i	論点	. 1	,																• 103
	i	論点	. 2																	· 103
	i	論点	3	代理	受	頂に	おじ	ナる	第三	三債	務者	のフ	承認	の效	J果·			 		 · 104
		_																		
第3	3 糸	扁	債	権総																
第	1	章		債権	の	目的	勺•	効	力	٠.								 	٠.	 105
	1	4 :	± -=	の方法	± .	、州	⊞													105
	- 1	17	寸 火		云 :	' X)]	禾:											 		 100
	-	r 論点					-													· 105
	i		. 1	取立	債	務に	おり	ナる	特別	定に	必要	な行	亍為					 		
	i	論点	1 2	取立 瑕疵	債 あ	務にる物	おに	ナる よる	特別特別	定に 主・・	必要	。 · · · ·	亍為 					 		 • 105
	i	論点論点	1 2 3	取立 瑕疵	(責)	務にる物の変	お に 。 更	ナる よる を・・	特 特 	定に 定・・ · · · ·	必要 	。 · · · ·	亍為 		 		 	 		 · 105 · 105 · 106
	2	論点論点	、1 、2 、3 責権	取立 瑕疵 債務	債を表する。	務にる物の ・	お に 。 更	ナる よる ・ ・	特第	定に 主・・ · · · ·	必要 	らなれ ・・・・・ ・・・・	于為 ····					 		 · 105 · 105 · 106 106
	2	論点点点 信	、1 、2 、3 責権	取立 瑕疵 債格 債権	債あ者 三 侵	務るの音害に物変:に	おに更対	ナ	特特	定定・・・ 法行	必要 為の	E な · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	亍為		 		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	• • • •	 · 105 · 105 · 106
	2	論論論 論論	1 1 2 3 権 1 2	取立 瑕疵 債格 債権	債あ者 三 侵に	務るの 音害基	おに更 . 対く	ナよ雀 ・ ナ 方るる・・・る害	特特不排	定定・・・ 法余の	必・・・・為可	i : 	亍為					 		 · 105 · 105 · 106 106 · 106 · 107
	2	論論論 論論	1 2 3 権 1 2 務	取瑕債 第権権 震立疵務	債あ者 三 侵に 行	務るの 蒼害基・に物変 ・にづ ・	おに更 対く	けよ雀 ・	特特	定定・・・生余・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	必・・・・ 為可・・・・ の否・・・・・ の で・・・・・ の で・・・・・ の で・・・・・・・・・・	でなれ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・	一							· 105 · 105 · 106 106 · 106 · 107
	2 3	論論論 論論 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	1 2 着 1 着 1 7 1	取瑕債と 情債 履行 不履行	債あ者 三侵に 行補	務るの 4 害基 ・助に物変 ・にづ ・者	おに更・対く・のは	けよ権 ・	特特·	定定・・去余・過に・・・行の・失	必・・・・ 為可・・・	でなる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	亍為							 105 106 106 106 107
	2 3	論論論 論論 論 信点点 仍 点点	1 1 2 3 椿 1 2 矜 1 2	取瑕債 第 権権 寝 行極立疵務 第 権権 寝 行極	債あ者 三侵に 行補的	務るの 育害基 ・助責に物変 ・にづ ・者権	おに更・対く・の侵	けよ雀 ・ ナカ ・ 女手るる・・ る害 ・ 意・	特特· · · 不排 · · · ·	定定・・ 去余 ・ 過・に・・・ 行の ・ 失・	必・・・・為可・・・・	でなる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	于為 							· 105 · 105 · 106 106 · 106 · 107 107
	2 3	論論論 論論 論論	1 2 3 権 1 2 務 1 2 3	取瑕債 第 債債 不履積相損立疵務 第 権権 履 行極当害	債あ者三侵に行補的因賠	務るの 4m 害基 ・ 助責果賞に物変 : にづ : 者権関額	おに更・対く・の侵係算の対象を	けよ権 ・ け	特特不排基	定定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	必・・・為可・・・・(履	で な · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	亍	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	······································			· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109
	2	論論論 論論 論論論	1 2 3 権 1 2 務 1 2 3 4	取瑕債 第 債債 履行極当害的立疵務 第 権権 蒙 行極当害的	債ある三俣に行補的因賠物	務るの 4 書基 ・助責果賞のに物変 ・にづ ・者権関額価	おに更・対く・の侵係算格の対象を	けよ雀 ・ ナカ ・ 女害・ 宮ドるる・・ る害 ・ 意・・の騰	特特 不排 基貴	定定・・・・ 去余・・ 過・・・ 隼しに・・・・・ 行の・・ 失・・・ 時つ	必・・・為可・・・・(つ要・・・の否・・・・履あ	まなイ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「 	····································	·····································					· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 109
	2 3	論論論 論論 論論論論	1 2 3 権 1 2 務 1 2 3 4 5	取瑕債と 情債 不履積相損目中立疵務 第権権 履行極当害的問	債あ者三侵に行補的因賠物最	務るの 4 害基 ・助責果賞の高に物変 ・にづ ・者権関額価価	おに更・対く・の侵係算格格	けよ雀 ・ ナカ・・ 女害・ 定がこるる・・・ る害・・ 意・・・の騰よ	特特・・・不排・・・・・基貴る	定定・・法余 ・過・・ 準し貴に・・・行の ・失・・ 時つ害	必・・・・あ可・・・・・(つ賠要・・・・の否・・・・履を償	は	亍	····································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·····			· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 109
	2	論論論 論論 論論論論論論論 論点点 化点点 化点点 化点点点点点点点点点点点	123 権 12 務 1234567	取瑕債 労債債 不履積相損目中代立疵務 第権権 履行極当害的間償	債あ者を侵に行補的因賠物最請	務るの 4 害基 ・助責果賞の高求に物変 ・にづ ・者権関額価価権	おに更・対く・の侵係算格格のは。村・で好・背景・気がはす	けよ権 ・ けお ・ 女唇・ 定ぶこ 写るる・・ る害 ・ 意・・の騰よ否	特特・・不排・・・・基貴る・	定定・・去余・ 過・・ 準し貴・に・・・行の ・ 失・・ 時つ害・	必・・・・為可・・・・・(つ賠・要・・・・の否・・・・・履を償・	ま・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	亍	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····					· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 109 · 110
	2	論論論 論論 論論論論論論論 論点点 化点点 化点点 化点点点点点点点点点点点	123 権 12 務 1234567	取瑕債と 情債 不履積相損目中立疵務 第権権 履行極当害的問	債あ者を侵に行補的因賠物最請	務るの 4 害基 ・助責果賞の高求に物変 ・にづ ・者権関額価価権	おに更・対く・の侵係算格格のは。村・で好・背景・気がはす	けよ権 ・ けお ・ 女唇・ 定ぶこ 写るる・・ る害 ・ 意・・の騰よ否	特特・・不排・・・・基貴る・	定定・・去余・ 過・・ 準し貴・に・・・行の ・ 失・・ 時つ害・	必・・・・為可・・・・・(つ賠・要・・・・の否・・・・・履を償・	ま・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	亍	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····					· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 109 · 110
	2 3 4	論論論 論論 論論論論論論論 論点点 化点点 化点点 化点点点点点点点点点点点	123 椿 12 務 1234567 領	取瑕債 労債債 不履積相損目中代立疵務 第権権 履行極当害的間償	債あ者三侵に行補的因賠物最請:	務るの 4m 害基 ・助貴果賞の高求・に物変 ・にづ ・者権関額価価権・	おに更、対く、の侵係算格格の、	けよ権 ・ ナカ ・ 女害・ 定ぶこ号・ るる・・ る害 ・ 意・・の騰よ否・	特特・ : 不排 : ・・・ 基貴る・ :	定定・・去余 ・過・・準し貴・・に・・・行の ・失・・時つ害・・	必・・・為可・・・・(つ賠・・・要・・・の否・・・・履む償・・	ま・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	丁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 の合	·····································		·····			· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 109 · 110 · 110
	2 3 4	論論論 論論 論論論論論論論 人名克克 化克克 化克克 化克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克	123 椿 12 務 1234567 領	取瑕債 少 信 不 履積相損目中代 遅 領立疵務 第 権権 履行極当害的間償 滞 遅	情あ者 三侵に 行 補的因賠物最請 · 滞	務るのか害基. 助賃果賞の高求.(に物変. にづ. 者権関額価価権. 41	おに更・対く・の侵係算格格の・3	けよ雀 ・ けお ・ 女害・ 定がこ肯 ・ うるる・・ る害 ・ 意・・の騰よ否・ ・	特特・・不排・・・・基貴る・・・②	定定・・去余・・過・・・準し貴・・・気に・・・・行の・・失・・・時つ害・・・・的	必・・・為可・・・・(つ賠・・性要・・・の否・・・・履む償・・質	な・・・・	亍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		·····		·····			· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 110 · 110 · 111
第	2 3 4 4	論論論 論論 論論論論論論論 人名克克 化克克 化克克 化克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克	123 椿 12 矜 1234567 健	取瑕債 的 情情 医精相损目中代 遅 立疵務 第権権 震行極当害的間償滞	情あ者 三侵に 行 補的因賠物最請 · 滞	務るのか害基. 助賃果賞の高求.(に物変. にづ. 者権関額価価権. 41	おに更・対く・の侵係算格格の・3	けよ雀 ・ けお ・ 女害・ 定がこ肯 ・ うるる・・ る害 ・ 意・・の騰よ否・ ・	特特・・不排・・・・基貴る・・・②	定定・・去余・・過・・・準し貴・・・気に・・・・行の・・失・・・時つ害・・・・的	必・・・為可・・・・(つ賠・・性要・・・の否・・・・履む償・・質	な・・・・	亍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		·····		·····			· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 110 · 110 · 111
第	2 3 4 4	論論論 論論 論論論論論論 論 章点点点点情点点情点点点点点点点点点点点点点点点	1 2 3 権 1 2 務 1 2 3 4 5 6 7 領	取瑕債 少 信 不 履積相損目中代 遅 領立疵務 第 権権 履行極当害的間償 滞 遅	信息者 三侵に 行 補的因賠物最請 · 滞 財	務るの 14 害基 ・助責果賞の高求 ・(産に物変 ・にづ ・者権関額価価権 ・ 41 の	おに更・対く・の侵係算格格の・3の	けよ権 ・ けお ・ 女害・ 定がこ 肯 ・ ミーマー るる・・ る害 ・ 意・・の騰よ否・ ・ 全	特特・・不排・・・・基貴る・・・カー・	定定・・法余・過・・準し貴・・・・・に・・・行の・・失・・・時つ害・・・・的・・・	必・・・為可・・・・(つ賠・・性・要・・・の否・・・・履を償・・質・・	な・・・・ みな・・・・・ きった ま・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····································		·····			· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 110 · 110 · 111 · 111
第	2 3 4 4 5 2 1	論論論 論論 論論論論論論 論 章点点点点情点点情点点点点点点点点点点点点点点点	123 椿 12 矜 1234567 領 椿	取瑕債 と 情債 不履積相損目中代 遅領 一貴 者立疵務 第権権 履行極当害的間償 滞遅 一任 代	情あ者 三侵に 行補的因賠物最請 · 滞 財 位 構 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 ·	務るのう害基 ・助賃果賞の高求 ・(産産に物変 ・にづ ・者権関額価価権 ・ 41 の・	おに更・対く・の侵係算格格の・3~)・	けよん けお ・ 女害・定がこ肯・・・・ 全・・ るる・・ る害 ・ 意・・の騰よ否・・・ 全・・	特特・・不排・・・・基貴る・・・の・・・・	定定・・去余・・過・・・準し貴・・・失・・・に・・・・行の・・失・・・時つ害・・・か・・・・	必・・・為可・・・・(つ賠・・性・・・要・・・の否・・・・履步價・・質・・・	な・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	亍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		·····		·····			· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 109 · 109 · 110 · 111 · 111
第	2 3 4 2 1	論論論 論論 論論論論論論 論 章 仍点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	123 椿 12 矜 123 45 6 7 6	取瑕債 的 情情 不履行相捐目中代 遅领 責者 古班務 第権権 履行極当害的間償 滞遅 任 代権	情あ者 三侵に 行補的因賠物最請 · 滞 財 位者	務るの一害基 ・助責果賞の高求 ・(産産代に物変 ・にづ ・者権関額価価権 ・41 の・位	おに更・対く・の侵係算格格の・3~り・権い。村・3枚・古雲・気がは前・条 切・の	けよ篧・ナカ・ 汝害・宦がこ肯・・・ 全・転るる・・る害・ 意・・の騰よ否・・・ 全・転	特特・・不排・・・・基貴る・・・の・・・・用	定定・・去余・過・・隼し貴・・・・・に・・・行の・失・・・時つ害・・・的・・・・	必・・・為可・・・・(つ賠・・性・・・・要・・・の否・・・・履を償・・質・・・・	な・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	テ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					· 105 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 110 · 110 · 111 · 111

		論点	4	債権者が受領した財産についての優先的地位の有無・・・	 • • • •	• •	113
	2	言	乍害	冒行 為取 消 権 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 		113
		論点	1	詐害行為取消権の法的性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		113
		論点	2	特定物債権と詐害行為取消権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		114
		論点	3	無資力要件の要否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		114
		論点	. 4	「債権者を害する法律行為」の意義・・・・・・・・・・・			114
		•	• 框	目当価格による不動産売却の詐害行為性・・・・・・・・・・・・			115
		•	弁	幹済の詐害行為性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		115
		•		目当対価による代物弁済の詐害行為性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			116
		•	担	担保設定行為の詐害性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		116
		•	離	雅婚に伴う財産分与と詐害行為取消し・・・・・・・・・・・・・	 		116
		•	進	貴産分割協議と詐害行為取消し・・・・・・・・・・・・・・・・	 		117
		論点		取消しの効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			118
		論点	6	受益者善意で転得者悪意の場合の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		118
		論点	7	詐害行為取消権の請求内容(現物返還と価格賠償) ・・・	 		118
		論点	8	債権者への引渡請求の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		119
		論点	9	相手方の按分比例の抗弁の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		120
		論点	10				
第	3	章		多数当事者の債権関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	1	121
	1	ì		寺債務・不真正連帯債務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		論点		連帯債務の相続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		論点		連帯債務者の1人に対する一部免除の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		論点		不真正連帯債務者の一人に対する免除の効力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
				E債務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			122
	2	T 論点		- F			
		繭に論点		不代替的給付を内容とする債務の保証の可否・・・・・・・ 保証債務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		さん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいし かいし かいし かい		保証人の相殺権(457条2項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		さん かいこう かいこう かいこう かいしょう かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしゅ かいしゅ おいま かいしゅ おいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま しゅう はいま しゅう はいま しゅう しゅうしゅう はいま しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はいま しゅうしゅう はいま しゅうしゅう はいま		保証人の相殺権 (437 余 2 項) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		珊 /s 論 点		物上保証人の事前求償権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		二 二	, 5	初上休祉人の事則不負惟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			124
쏰	1	章		債権譲渡 ・ 債務引受 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 		125
わ		•					
	1			霍譲渡			
		論点		譲渡禁止特約違反と債権譲渡の効力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			125
		論点		466 条 2 項ただし書の「善意」の意義			
		論点		譲渡禁止特約ある債権と転付命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		論点		譲渡禁止特約違反の債権譲渡と債務者の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		論点		債権者が特約の存在を理由に無効主張することの可否・			127
		論点		債権の二重譲渡の優劣の決定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			127
		論点		同時到達の場合の優劣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		論点		譲渡予約時の承諾又は通知と第三者対抗要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		論点		「異議をとどめない」承諾の法的性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		•		赛受人の主観的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		→		異議をとどめない承諾と担保権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		論点					
		論点	11	1 劣後譲受人への異議をとどめない承諾・・・・・・・・・・・	 • • •		130

	2	債衤	答引 孕																
	論	点 1	併	存的	債務	务引	受け	の	法的	り性:	質·			 	 	 			131
	論	点 2	賃	貸人	たる	5地	位の	移	転·					 	 	 			131
	論	点 3	債	権譲	渡と	: 賃	貸人	た	る地	也位	の移	転		 	 	 			132
第	5	章	債材	権の	消	滅					٠.			 	 	 		• 1	133
	1	弁法	斉 · · ·											 	 	 			133
			Γ																
	Hills		借地」																
	論	点 2																	
	論	点 3																	
	論	点 4																	
	2	代集	勿弁ほ																
	_	· 点	代物	-															
	3		斉にる																
		バ 点 1																	
	Fina	· 点 2					_								割合				
		· 点 3																	
	4		近																
		7日7 点 1																	
		· 点 1 · 点 2																	
		· 点 2 · 点 3																	
	印冊		1 1 1	权	.1/\ <	- '	尹田		(40	0 米	2 4	₹ <i>)</i>		 	 	 		• •	139
笋 ⊿	編	4	青梅 :	夂 謡	<u></u>									 	 	 		. 1	140
第 4			責権: 刧幺																
	1:	章	契絲	勺法	序	論			٠.					 	 	 		• 1	140
	1 :	章 契約	契約	勺法 Eの	·序 拡大	論 · · ·		 		 	 			 	 	 		· 1	140 140
	1 1 1 論	章 契約 点 1	契約 的責任 契	勺法 ffの 約締	序 拡大 結」	論 :・・ 上の	 過失		· · · · ·		• • • • •	• • • • • •	· · ·	 	 	 • • • • •	· · ·	· 1	140 140 140
	1 1 論 論	章 契約 点 1	契約 的責任 契契	勺法 ff の: 約締 約交	序 拡大 結。 渉	論 こ・・ との	 過失 当破	·····································	 			 	 	 	 	 	• • • • • • • • • • •	· 1	140 140 140 140
	1 1 論 論	章 契約 点。 点。 点。 点。 3	契約 教責 契契 製契説	勺法 野の 新の 新の の の の の の の の の の の の の の	序拡結渉務	論・の不反	· · · 過失 過当 は 基		・・・・・・・・・・・・・・・・く 指	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	··· ··· 賠償	···· ···· [請ː	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	 	 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 1	140 140 140 140 141
	1 論論論	章 契 契 点 点 点 点 点 点 点 点 名	契	勺 ほ 約約明全	序拡結涉務慮	論・の不反務	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・ ・・・ く指	· · · · · · · · 書書	··· ··· ··· 賠償	···· ···· [請:	· · · · · · · · 校 · ·		 			· 1	140 140 140 140 141 142
	1 1 論 論 論	章 契 点点点点 事	契 責 契 契 説 安 変	勺 ほ 約約明全 ��の綿交義配の	序拡結渉務慮原	論・の不反務・	過失という。		・・・ ・・・ く 排 ・・・	···· ···· [害]	··· ··· 賠償	···· ···· :請ː	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 	 		· 1	140 140 140 141 142 142
	1 1 論 論 論	章 契 契 点 点 点 点 点 点 点 点 名	契	勺 ほ 約約明全 ��の綿交義配の	序拡結渉務慮原	論・の不反務・	過失という。		・・・ ・・・ く 排 ・・・	···· ···· [害]	··· ··· 賠償	···· ···· :請ː	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 	 		· 1	140 140 140 141 142 142
·· 第	1 1 1 論 論 論 2	章 契 点点点点 事点	契	勺 ほ 約約明全 圓 締 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	序拡結渉務慮原後	論 ・ の不反務 ・ 事	過失という。		・・・ ・・・ く 排 ・・・	···· ···· [害]	··· ··· 賠償	···· ···· :請ː	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 	 		· 1	140 140 140 141 142 142 142
·· 第	1 1 論 論 論	章 契点点点点 事点 章 第1234 章	教	り 氏約約明全 見締 り の締交義配 の結 の	序 拡結渉務慮 原後 効	論 この登銭 リコーカ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· ···· 言書」 ····	··· ··· 賠償 ···	···· :請:	····· ······ 校···· ····		 			· 1	140 140 140 141 142 142 142
·· 第	1 1 1 論 論 論 2	章 契点点点点 事点 章 第1234 章	为	り 氏約約明全 見締 り うか	序 拡結涉務慮 原後 効 抗乳	論 ことの 登養 リン・力 権	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		···· ···· ···· ····	···· ···· ····	···· ···· ····					· 1	140 140 140 141 142 142 142 143
·· 第	1 1 1 論論論 2 論 2	章 契点点点点 事点 章 第1234 章	为	り 氏約約明全 見締 り うか	序 拡結涉務慮 原後 効 抗乳	論 ことの 登養 リン・力 権	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		···· ···· ···· ····	···· ···· ····	···· ···· ····		 			· 1	140 140 140 141 142 142 142 143
·· 第	1 1 1 1 論論論 2 論 2 1	章 契点点点点事点 章 同	为 青契 契	り H 約約明全 E 締 り ラ 時 法 の 締交義配 の 結 の の 履	序 拡結渉務慮 原後 効 抗行	論 ことの 塗袋 リン・力 権 が	・・過当に・・情・・・弁破基・・変・・・権		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		···· ···· 莊償 ···· ···	···· :請:	···· ····· ·····					· 1	140 140 140 140 141 142 142 143 143
·· 第	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	章 契点点点点 事点 章 同点 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	为	勺 E 約約明全 夏締 ち 〒時物 法 の締交義配 の結 の の履買	序 拡結渉務慮 原後 効 抗行取	論 この登	・・過当に・・情・・・弁権と・・失破基・・変・・・権と	棄づ 更	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					· 1	140 140 140 140 141 142 142 143 143 143
·· 第	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	章 契 点点点点事点 章 同 点点点点点	为	り 4 約約明全 50 締 り 5 時物作済法 の締交義配 の結 の の履買買の	序 拡結涉務慮 原後 効 抗行取取提序 大 1 0 選郭 則 0	論 ことの堂箋 リン・力 権 抗求求と	・・過当に・・情・・・弁権権同・・失破基・・変・・・権とと時		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							· 1	140 140 140 141 142 142 142 143 143 143 143 144
·· 第	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	章 契 点点点点 事点 章 同点点点点点 事点 章 同点点点点点	为	り 4 約約明全 50 締 り 17 時物作済安法 の締交義配 の結 のの履買買のの	序 拡結渉務慮 原後 効 抗行取取提抗序 大 1 0 通彰 則 0 分 升 0 詞語倒弃	論 ことの違義 リローカ キの青青共产 の不反務 ・事・力 権抗求求と・	・・過当に・・情・・・弁権権同・・・失破基・・変・・・権とと時・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					· 1	140 140 140 140 141 142 142 142 143 143 143 144 145 145
·· 第	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	章 契 点点点点 事点 章 同点点点点点 事点 章 同点点点点点	为	り 4 約約明全 50 締 り 17 時物作済安法 の締交義配 の結 のの履買買のの	序 拡結渉務慮 原後 効 抗行取取提抗序 大 1 0 通彰 則 0 分 升 0 詞語倒弃	論 ことの違義 リローカ キの青青共产 の不反務 ・事・力 権抗求求と・	・・過当に・・情・・・弁権権同・・・失破基・・変・・・権とと時・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					· 1	140 140 140 140 141 142 142 142 143 143 143 144 145 145
·· 第	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	章 契 点点点点 事点 章 同点点点点点 事点 章 同点点点点点	为	り 4 約約明全 5 締 り 5 時物作済安 11法 の締交義配 の結 の の履買買のの	序 拡結渉務慮 原後 一効 抗行取取提抗	論 ここの皇義 】 の カ キ の 精清 共 弁 ・ 角 ・ の 不 反 務 ・ 事 ・ カ 権 抗 求 求 と ・ ・ ・	・・過当に・・情・・・弁権権同・・・・失破基・・変・・・権とと時・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・躓・・・・・・・のの弁・・・・・・・・質・・・・・・・・・・抗抗権・・・		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					· 1	140 140 140 140 141 142 142 143 143 143 144 145 145
·· 第	1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	章 契点点点点事点 章 同点点点点点危	为 青契 转	り H 約約明全 E 締 り 丁時物作済安 H 定法 の締交義配 の結 の の履買買のの・物	序 拡結渉務慮 原後 効 抗行取取提抗 この序 大 』 の 遠縁 則 の 対 弁 の 誤誤 似 チ・ 允	論 ことの違義 JD・力 作の青青共产・ 笠輪 ・・の不反務・ 事・力 権抗求求と・・・険	・・過当に・・情・・・弁権権同・・負・・失破基・・変・・・権とと時・・担	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					· 1	140 140 140 140 141 142 142 142 143 143 144 145 145 146

	_	-	T	- O AT BA	40
	3				48
		論点			48
		論点		7,711. 7= 1 2,000. 1 7 2 20 100	48
		論点			49
	į	論点	₹4	相当の期間を定めずにした催告の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・1	49
		論点			50
	i	論点	į 6		50
	į	論点	7		51
	i	論点		77. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	51
		4	5		51
	i	論点		「第三者」(545条1項ただし書) の意義1	
		4		「第三者」の善意の要否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
		4	•	「第三者」の登記の要否・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	52
第	3	章		売買 ・・・・・・・・・・・・・・・・・15	53
	1	Ξ	€付		53
		論点			53
		論点			53
	2				54
		T 論点			54
		論点			55
		論点			55
					56
	3				
	į	論点			56 57
					57
					58 58
		論点			58
	į	細片		隠れた「吸血」の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
				上地区画整理事業施行地区内の土地の買主への賦課金・・・・・・・・・・・・・1	
	-	▼ 論点		担保責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間・・・・・・・・・・・1	
	,	лні ут	, 0	世体負はに盛りて頂音知頂明が惟の出族時別・豚が別间 1	00
<u>~</u> ~		並		賃貸借	2 1
弗	4	章			
	1			· · · · · · · ·	61
		論点		******	61
	į	論点	į 2	他人物賃貸借における錯誤無効の主張の可否・・・・・・・・・・・・1	
	į	論点	ξ3	修繕義務違反と賃料支払義務・・・・・・・・・・・・1	62
	2	見) 金	ž······ 1	62
	i	論点		敷金返還請求の発生時期と賃借物の明渡しとの関係・・・・・・・・1	
		4	拿	賃貸借終了後明渡し前の差押えの可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	i	論点	₹2	賃貸人たる地位の移転と敷金返還債務の承継・・・・・・・・・・・・・1	63
	i	論点	€ 3	賃借権の譲渡と敷金関係の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・1	64

;	3	文	扩抗	力·		٠.	٠.		٠.			٠.		٠.		٠.						 ٠.	 164
	i	論点	. 1	賃	貸物	カの	譲	渡と	: 賃	借	権(の女	抗抗									 	 164
	i	論点	. 2	他	人名	義	の	登言	12と	借:	地村	雀 の	対	抗力	J .							 	 165
4	4	賃	賃借	権の																			
	i	論点	. 1	転	借力	んが	目	的零	かを	滅	失る	させ	たた	場台	<u>`</u> (7)	処	理·					 	 165
		論点																					
		論点	3																				
	i	論点	. 4	合	意角	解除	ا لح	転信	告人													 	 167
	i	論点	, 5																				
		♦	借	事地 」	上の	建华	勿の) 賃	貸り	土土	:地	の	賃貸	すに	ある	たる	うか					 	 168
		♦	借	事地 」	上の	建华	勿へ	(D)	譲	度担	保	:設	定と	:解	除							 	 169
į	5	女	方害	排隊	余請	求	権															 	 169
	i	論点		不動																			
,	6			借の																			
		・ 論点		—		-																	
		論点																			J否·		
		論点																			· · · ·		
		論点																					
		HIII 117		111	1196 2	()	/11/	WILL C	<i>,</i> , c	10	>)\ 1	E *-	1100	/ 13									1.1
笙	5	章		請負	当 .																	 	 172
••		-		он 2 																			
	1			· · · · 仕事																			
		論点																					
2	2																						
		論点																					
		論点																					
		論点									第三		たに	よる	5 I			有有	権の		ā	 	
		論点		ः																			17/
		論点																				 	
				請	負人	の	担	保責	 任	の	法自	的性	· · ·									 	 175
		論点	6	請「	負丿 瑕疵	、の E」	担の	保責 意明	責任 未・・	の:	法自	的性 	· · · 生質 · · ·			 						 	 175 175
	i	論点論点	6.7	請 「 担	負 母 瑕 保責	、の E」 責任	担 の の	保 意 発 生	責任 未・	:の · · · · 期	法自 	的性 · · ·	 			 				· · · · · · · ·		 	 175 175 175
		論点論点	6 7 8	請「担請	負瑕保負	の正し	担ののに	保意発生	賃任・ 時る	の: 期目	法 · · · 的	的性 · · · · 勿売	· · · · 質 · · · · · 却	 後の	·· ··)我	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 担伢	 录責	····· ····· 任··	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 	 175 175 175 176
		論点点点	. 6 . 7 . 8	請「担請損	負瑕保負害	の」任約賞	担ののに請	保意発お求	長 ・ 時るお	の. 期目け	法・・・的る	的	質 却額	···· 後 <i>©</i> 算定) 瑕		· · · · · · · 担 伢 準 晖	 表責 身	······ ······ 任··				 175 175 175 176 176
		論論論論論	6 7 8 8 9	請「担請損瑪	負瑕保負害疵人疵責募賬价	、正量収許多の」任約償補	担ののに請に	保意発お求代	賃 末 生 ナ こ わ る	の・期目け損	法・・・的る害	的	. 質 類額請	 後 算 成 材	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		担伢	··· ··· ··· 青·· 清求	 任 権の	· · · · · · · · · · · · ·	·····································		 175 175 175 176 176 177
		論論論論論論論	6 7 8 9 10	請「担請損瑪瑪	負瑕保負害疵疵	、正貢以告多多の」任約償補補	担ののに請にに	保意発お求代代	賃 末 生 ナ こ わ わ る	の・期目け損損	法・・的る害害	的	. 質 質	後算求材	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		担準酬酬		任	····· ····· ···· ·)関係	· · · · · · 系		 175 175 175 176 176 177
		論為論論論論論論	6 7 8 9 10 11	請「担請損 瑪瑪担	負瑕保負害疵疵保	、臣貢以告を多責の」任約償補補任	担ののに請にに期	保意発お求代代間	賃 未 ヒナ こわわ 経任 ・ 時る お るる 過	の・期目け損損後	法・・的る害害の	的	・ 質・・ 気 系 賞 賞 没・ 質・・ 却 額 請請 の	後算求 求 有 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		担海畔酮	 青 青 青 青	任・・・ 権と・・・	····· ·····)関係)相名			 175 175 175 176 176 177 177
		論論論論論論論	6 7 8 9 10 11	請「担請損 瑪瑪担	負瑕保負害疵疵保	、臣貢以告を多責の」任約償補補任	担ののに請にに期	保意発お求代代間	賃 未 ヒナ こわわ 経任 ・ 時る お るる 過	の・期目け損損後	法・・的る害害の	的	・ 質・・ 気 系 賞 賞 没・ 質・・ 却 額 請請 の	後算求 求 有 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		担海畔酮	 青 青 青 青	任・・・ 権と・・・	····· ·····)関係)相名	· · · · · · 系		 175 175 175 176 176 177 177
<i>feb</i> =		論論論論論論論論 点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	6 7 8 9 10 11 12 13	請「担請損 瑪瑪担立	負瑕保負害疵疵保替人疵責募賠値値引	、圧貢収倍多多責費の」任約償補補任用	担ののに請にに期相	保意発お求代代間当	賃未 生け こわわ 経額任・時るお るる過の	の・期目け損損後損	法・・・的る害害の害	的・・勿員賠賠相賠付・・売害値値発値	・隹・・芸子賞賞受賞・質・・却額請請の請	後算求求可求 可求	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		担维酬酬		 任 権と	······ ·····)関係)相系 ·····			 175 175 176 176 177 177 178 178
第		論為論論論論論論	6 7 8 9 10 11 12 13	請「担請損 瑪瑪担	負瑕保負害疵疵保替人疵責募賠値値引	、圧貢収倍多多責費の」任約償補補任用	担ののに請にに期相	保意発お求代代間当	賃k ヒナニわわ 経額 れ	の・期目け損損後損 解	法・・・的る害害の害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	的	・E・・・ きい 質賞 受賞 ・・ 質・・・ 却額請請の請・金	· · · · 後算求材	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		担海畔酬		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		175 175 176 176 177 177 178 178
-		論論論論論論論 章	6 7 8 9 10 11 12 13	請「担請損 琊邦担立 任	負瑕保負害混混任	、正貢配告を多責費 の」任約償補補任用 寄・	担ののに請にに期相のいい。	保意発お求代代間当	賃kEナニわわ経額 れい任・時るおそる過の れい	の・期目け損損後損 解・	法・・・りる害害の害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	的	・ き・・ き 系 賞 賞 设 賞 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· · · · 後算眾材可求	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1担保工作。1担保工作,1		任 権の 権の)関係			175 175 176 176 177 177 178 178 179
-	6	論論論論論論論 章	、6 、7 、8 、9 、10 、11 、12 、13	請「担請損琊琊担立 任 ・受	負瑕保負害避避保替	、 正賃 以 答 修 賃 費 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	担ののに請にに期相に引い利	保意発お求代代間当 も	賃未 巨けこわわ 経額 れ ・ た	の・期目け損損後損の解しめ	法・・的る害害の害・・・に	的・・・ 勿員 賠賠相賠 おり・・ 売害化位 希他 発 ・ 統	・ き・・ 芸 系賞賞 设賞 ・ 気・・ 結 系 賞 は の 請・ 金 ・ 結	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・みを後を答の・・・た・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		担得問題		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		系····		 175 175 176 176 177 177 178 178 179 179
-	6	論論論論論論論 章 零	(6 (7 (8 (10 (11 (11 (12 (13 (13 (13 (14 (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14)	請「担請損琊琊担立 任 ・受	負瑕保負害避避保替	、 正賃 以 答 修 賃 費 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	担ののに請にに期相のいい利	保意発お求代代間当 も	賃未 巨けこわわ 経額 れ ・ た	の・期目け損損後損の解しめ	法・・的る害害の害・・・に	的・・・ 勿員 賠賠相賠 おり・・ 売害化位 希他 発 ・ 統	・ き・・ 芸 系賞賞 设賞 ・ 気・・ 結 系 賞 は の 請・ 金 ・ 結	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・みを後を答の・・・た・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		担得問題		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 175 175 176 176 177 177 178 178 179 179
	6	論論論論論論	6 7 8 9 11 11 12 13 13	請「担請損琊琊担立 任 ・受	負瑕保負害疵疵保持	、 圧賃配告修修責費 ・ ・ 音	担ののに請にに期相 ヨ・利に	保意発お求代代間当し、一益よ	賃k 巨けこわわ 経額 れった委任・時るお そる 遊り れった委	の・期目け損損後損 解・め任	法・・的る害害の害 ・・ に契	的・・ 勿員賠賠相賠 もめい・ 売害低低希低 雅 ・ 絡の	・ 巨・・ 臣 吾 賞 貴 し 翼 ・ 唇) ・ 質 ・ ・ 却 額 請 請 の 請 ・ 金 ・ 結 終	・・・・後算求求可求・・・・さ了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・改言権権否の・・・た・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・担準酬酬・・・・・・ 任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		 任 権のの 解		系		 175 175 175 176 176 177 177 178 178 179 179 180

;	3	和	解	· ·															 	 		٠.			 	 181
	論	点	1																							
	論	点	2	í	发过	貴症	と	示	談		٠.	٠.							 	 		٠.			 	 · 182
	4	預	金	·															 	 					 	 182
	論	点		誤扌	辰 ì	2 金	· の	返	還	請习		と予	頁金	全債	権				 	 					 	 · 182
第	7	章		事	矜	管	理	<u>!</u> .											 	 		٠.				 183
	1	玅	果	<u>l</u>															 	 					 	 183
	-	·/· i点																								• 183
		···· i点																								· 183
		······ i点														-										· 184
	2	進	事																							
		· 点í	-	•	_																					. 184
	-	, ,,,,				,, ,,																				
第	8	章		不	业	利	得	<u>.</u>											 	 			٠.			 185
	1	•	畃																							 185
	-	点i		. I	一 刃 5	上配	[係												 	 					 	
		 i点		K																						
		点		馬																						
		i点																								· 187
		点		<u> </u>	第 3	三者	・に	交	付	さね	ηj	と負	宣作	† 金	(D)	返	還		 	 					 	 · 188
	論	点	6	f	七春	李物	を	処	分	しが	とす	易合	} O) 返	還還	義	務		 	 					 	 · 189
	論	点	7	7	不날	当利	得	ز ح	危	険1	負扌	担·							 	 					 	 • 190
	論	点	8	Ţ	意思	思無	能	力	無	効の	カラ	不旨	当禾	刂得	上返	還	義	務	 	 					 	 · 190
	2	不	法	原	因	給	付												 	 	٠.	٠.			 	 190
	論	点	1		ΓΖ	下法	な	原	因.										 	 					 	 • 190
	論	点	2		Γ糸	合付	.]	の	意	義·	٠.						٠.	٠.	 	 		٠.		٠.	 	 • 191
	論	点	3																							• 192
	論	点	4																							• 192
		点																								• 193
	論	点	6	Ē.	听不	旨権	に	基	づ	< ì	反i	景言	青才	さ権	<u> </u>	7	80	条	 • •	 • •					 • •	 • 193
		 -		_		. ,_	,																			404
第	9 :																									194
	1	_	般	不																						194
	論	点 ·																								· 194
																										· 194
	論	点 ▲																								· 195
	ع د			三仔																						· 195 · 196
	誦	点í ▲	_	- +4-			_																			· 196 · 196
		▼																								· 196 · 197
	∌∆	▼ 点i																								. 197
		点			-																					. 198
		点																								• 198
		点																								. 199
									-																	

論	3 点 编																			199
論	! 点 :	9 過	失相	1殺。	と身	体的	的特	食徴	の甚	計酌	• •							 		 200
論	点	10 被	害者	皆即	死の)場	合の	り損	害	賠償	請	求権	ĖΦ	相続	į			 	• • •	 200
2	責	任無負	能力	者0	り監	督:	者の	り責	任									 		 201
論	点	1 未	成年	ミに。	よる	不	生行	高為	と騒	左督	義剤	务者	のす	責任				 		 201
論	点:	2 監	督義	務	者の	監	督義	諺	のゅ	內容	(7	14	条 1	項:	ただ	こしま	書)	 		 202
3	使	用者真	責任															 		 202
論	点	1 Γ	他人	、をイ	吏用	す	る」	\mathcal{O}	意義	・・ ・								 		 202
論	点:																			203
	:点角																			203
	≜点 ₄																			204
	点																			205
	点角																			205
	`点自																			205
4		地工作																		
	. 点角																			206
	: 点台																			206
5		同不為																		
	. 点 :			_																207
	i 点 i																			208
	A点;			_																208
	· · · · ·																			209
	, 杰, () 点,																			210
6		間制限																		
																				210
	·																			210
	· 杰 :																			211
第5編	;	親族	• 村	目続														 		 213
第 1																				213
1	-	姻の原																		
-		M U)。 1 婚																		
	· 点:																			213
	· 灬 : i 点 :																			213
2		。 縁 · · ·																		
	. 点 á																			214
	· 杰 :																			215
Fin		•	1,2.17.	, , , .	. /41		_ ,	, ,	,											
第 2	章	離如	昏 ·															 ٠.		 216
1	離	婚の3																		
論	点	有責	配偶	引者 7	から	の	雛娟	請	求·		• •							 		 216
2	離	婚のタ] 果															 ٠.		 217
論	点	1 財	産分	与言	清求	と見	慰謝	料	請才	マン と	のほ	関係						 		 217
論	点:	2 財	産分	5与言	清求	権(の相	続	性·									 		 217

第	3	3 🛚	章		親	子				٠.								-								٠.					 	٠.	- :	218
	1		認	知]																													218
		論	点	1	点	包含	為 σ.) 婠	íШ	子	Ш	生	届	لح	認	知	の	効	力												 			218
		論																																218
	2		養	7	- 縁																													
		論		_		-																												219
		論																																219
	3				相																													220
		論																																220
		論						-							-																			221
		論																																222
		論																																223
第	4	1 3	章		相	続	; .			٠.																					 	٠.	٠ :	224
	1		相	続	人		相	続	財	産																								224
		論																																224
		論																																225
		論	点	3	4	巨角	市伢	りな	金	請	求	権	0	相	続	性															 			226
		論	点	4																														227
		論	点	5	7	T 1	丁ケ	負	権	•	不	미	分	債	務	0	共	同	相	続	٠.		٠.		٠.	٠.	٠.	٠.			 ٠.	٠.	٠.	227
		論	点	6	道	貴産	をた	- S	金	銭	と	遺	産	分	割	前	0	相	続	人	の	権	利				٠.		٠.		 	٠.	٠.	228
		論	点	7	追	貴産	巨中	1 O	不	動	産	の	賃	料	債	権	0	帰	属	٠.	٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.		 ٠.	٠.	٠.	228
	2		相	続	の	-			_																									229
		論	点	1																									٠.					229
		論	点																															229
	3		相		回																													230
		論	点		共同	司村	目紡	き人	間	に	お	け	る	相	続	口	復	請	求				٠.				٠.				 			230
	4		遺	産	の	共	有	ع	分	割																								231
		論	点	1		Γţ	 丰	ĺ	0)	法	的	性	質																		 			231
		論	点	2	追	貴盾	をた	- S	建	物	0)	相	続	開	始	後	0)	使	用	関	係										 			232
		論	点	3	逍	貴屋	モケ	害	後	0	負	担	不	履	行	を	理	由	と	す	る	解	除	٠.	٠.		٠.		٠.		 ٠.	٠.	٠.	233
第	5	5 🗓	章		遺	言		•		٠.	•		•				٠.	•	٠.	٠		-				٠.	•		٠.	•	 	٠.	٠.	234
	1		遺	言	の	効	力	٠.	٠.	٠.						٠.					٠.	٠.				٠.	٠.	٠.	٠.	٠.				234
		論	点	1		「村	目ּ	きさ	せ	る	J	旨	0)	遺	言	の	解	釈													 			234
		論																																235
																																		235
		論	点	4		「村	目ּ	きさ	せ	る	╛	旨	D	遺	言	と	債	務	2	(相	続	債	権	者	と	の	関	係))	 ٠.	٠.	٠.	236
	2		遺			• • • •																												236
		論	点		遺言	言幸	丸行	了者	が	あ	る	場	合	0)	相	続	人	の	遺	産	処	分	٠.	٠.			٠.				 			236
第	6	3 3																																237
	1		遺	留	分	の	範	进																										237
		論	点	1	貝	才產	至全	- 剖	らを	相	続	さ	せ	る	旨	の	遺	言	と	遺	留	分	侵	害	額	の	算	定			 			237

	論	点	2	特	別	受	益	者	^	の	贈	与	と	遺	留	分	減	殺	請	求	٠.	٠.	٠.				 				 238
	論	点	3	相	続	人	に	対	す	る	遺	贈	と	10)34	1 \$	₹ 0.) E	自自	Íσ.) 征	五額	頁·				 ٠.				 238
2		遺	留	分》	或系	殳 言	青	求	権		٠.			٠.	٠.	٠.					٠.	٠.						 ٠.			239
	論	点	1	遺	留	分	減	殺	請	求	権	の	法	的	性	質	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.			 ٠.				 239
	論	点	2	遺	留	分	減	殺	請	求	権	と	債	権	者	代	位	権	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.			 ٠.				 239
	論	点	3	価	額	弁	償	請	求	権	の	取	得	時	期			٠.			٠.		٠.	٠.			 ٠.				 240
	論	点	4	遺	留	分	減	殺	請	求	の	目	的	物	の	価	額	算	定	の	基	準	時	٠.			 				 240
	論	点	5	減	殺	請	求	後	の :	遺	留	分	権	利	者	と	転	得	者	と	の	関	係	٠.			 ٠.				 241
	論	点	6	遺	留	分	減	殺	請	求	لح	目	的	物	に	つ	Ŋ	て	の	取	得	時	効	の	援	用					 241

第1編 総則

第1章 法律行為の主体

1 制限行為能力者制度

論点1 取消しと無効の二重効

≪問題提起≫

制限行為能力者が法律行為をした時点で意思能力を欠いていた場合,制限行為能力者側は,意思無能力を理由とする無効と,制限行為能力制度による取消しのいずれを主張してもよいのか。

≪論証≫

意思無能力無効の主張を認めると、制限行為能力者側に契約を有効にするか否かの選択権を与えて保護を図ろうとした制限行為能力制度の意味が失われることを根拠に、取消ししか認めないとする見解がある(二重効否定説)。

しかし、取消しよりも保護が厚い無効主張ができないとするのは、制限行為能力者制度の手続を経た者が、そうでない者よりも不利な扱いを受けることになり、公平を失する。また、意思無能力の無効主張も制限行為能力者側からしかできないとすれば、重要な点で取消しとの差はなくなるから、上記制度趣旨に反することはない。

したがって、制限行為能力者が行為時に意思能力を欠いていた場合、制限行為能力者側は、無効と取消しのいずれを主張してもよいと解すべきである(二重効肯定説)。

* 傍論ではあるが,大判明 38.5.11/百選 I [第7版] [5] も二重効を認めている。

論点2 意思無能力者がした法律行為の効力

≪問題提起≫

意思無能力者がした法律行為の効力をいかに解すべきか。明文規定がないため問題となる。

≪論証≫

私的自治の原則は、自己の意思に基づく権利義務関係の形成を尊重するものであるから、行為の意味を理解することのできない状態で行われた言動に意思表示としての価値を認めることは妥当でない。

 \Rightarrow p. 2, 20

旧司平 22-1 大判明 38.5.11 / 百選 I [第 7版] [5] ⇒定 p. 1, 3 そうだとすれば,法律行為の要素として当事者に意思能力が必要 であることは,私的自治の原則から当然の帰結である。

また、法が制限行為能力者を特定して、その行為の取消しを許容しているのは、制限行為能力者の利益を保護するために意思無能力等の事実を証明することなく取消しが出来るようにしただけであって、制限行為能力者の審判を受けない者の行為について絶対に有効とする趣旨ではない。

したがって, 意思能力を欠く場合, 法律行為は無効になると解すべきである。

論点3 相手方からの無効主張の可否

≪問題提起≫

意思無能力者がした法律行為の効力を無効と解した場合、相手方が意思無能力者との契約の無効を主張することができるか。

≪論証≫

法律行為が無効となると、その法律行為は法的に存在しないものと扱われる。そうすると、不存在であるとの主張は誰にでも許されるはずであるから、相手方からの意思無能力無効の主張も可能と解することもできる(絶対的無効)。

しかし、無効はあくまでも法的評価にすぎないから、その主張を 誰に許すかの法的評価も別個に考えてよい。

そして、そもそも、意思無能力者による法律行為の効力を無効と 解したのは、意思無能力者の保護のためであるから、意思無能力者 側からの無効主張のみを認めれば足りるというべきである。

したがって, 意思無能力者がした法律行為の無効は, その相手方が主張することはできないと解すべきである(相対的無効)。

論点4 後見開始の審判を受ける前にした行為の取消しの可否

≪問題提起≫

成年後見人は、意思無能力者が後見開始の審判を受ける前にした 行為を取り消すことができるか。

≪論証≫

後見制度の趣旨は、後見開始の審判を受けたという画一的な基準 を満たせば行為を取り消せるとすることで、相手方を警戒させ、取 引の安全に留意しつつ被後見人の保護を図る点にある。

そうすると、審判という画一的基準が示されていないときの行為

旧司平 22-1 ⇒定 p. 3

旧司平 22-1

まで取り消せるとすれば、取引の安全を著しく害し、上記後見制度 の趣旨に反する結果となる。

したがって、成年後見人は、意思無能力者が後見開始の審判を受ける前にした行為を取り消すことができないと解する。

論点5 後見人による追認拒絶

≪問題提起≫

無権代理人が後見人に選任された場合、その後見人は自らの行った無権代理行為について追認拒絶することができるか。

≪論証≫

無権代理行為が行われた場合,被後見人たる本人は,原則として その行為の追認を拒絶することができる(113条2項)。

そして、後見人は、被後見人との関係では、専らその利益のために善良な管理者の注意をもって、その代理権を行使する義務を負う(869条・644条)。したがって、後見人は、被後見人を代理して法律行為をするか否かを決するに際しては、その時点における被後見人の置かれた諸般の状況を考慮した上、被後見人の利益に合致するよう適切な裁量を行使してすることが要請される。

そこで、包括的代理権を有する後見人(859条1項)も本人に 代わって追認拒絶することが認められるというべきである。

もっとも、相手方のある法律行為をするに際しては、後見人において取引の安全等相手方の利益にも配慮を払うべきであるから、当該法律行為を代理してすることが取引関係に立つ当事者間の信頼を裏切り、正義の観念に反するような例外的場合には、そのような代理権行使として追認拒絶をすることは信義則(1条2項)に反し許されないものと解する。

- * 追認拒絶が信義則に反するか否かは、①当該契約の締結に至るまでの無権代理人と相手方との交渉経緯及び無権代理人が当該契約の締結前に相手方との間でした法律行為の内容と性質、②当該契約を追認することによって被後見人が被る経済的不利益と追認を拒絶することによって相手方が被る経済的不利益、③当該契約の締結から後見人が選任されるまでの間に当該契約の履行等をめぐってされた交渉経緯、④無権代理人と後見人との人的関係及び後見人がその就職前に当該契約の締結に関与した行為の程度、⑤本人の意思能力について相手方が認識し又は認識し得た事実、など諸般の事情を勘案して判断される。
- * 無権代理人が本人の地位を相続した場合と類似するため、追認拒絶できないのではないかという問題意識がある。しかし、相続の場合は、追認拒絶を封じることによって無権代理人に不利益が生じるのに対し、後見人就任の場合は、被後見人である本人に不利益が生じる点で決定的な違いがある。

最判平 6.9.13/百選 I [第7版] [6]

論点6 制限行為能力者による詐術

≪問題提起≫

制限行為能力者であることを黙秘していた場合も「詐術」(21条)といえるか。その意義が問題となる。

≪論証≫

21条の趣旨は、詐術を用いるような制限行為能力者よりも、法律行為の有効性を信じた相手方を保護しようとする点にある。

そこで、「詐術」とは、上記趣旨が妥当する行為、すなわち、積極 的術策を用いた場合に限らず、人を欺くに足りる言動を用いて相手 方の誤信を誘起し、又は誤信を強めた場合をも包含すると解すべき である。

したがって、制限行為能力者であることの黙秘のみをもって「詐術」とすることはできないが、制限行為能力者の他の言動と相まって相手方を誤信させ、又は誤信を強めたと認められるときには「詐術」に当たる。

2 失踪宣告

論点1 32条1項後段における善意(双方善意説)

≪問題提起≫

「善意」(32条1項後段)とは誰の善意を意味するか。条文上明らかでなく問題となる。

≪論証≫

32条1項後段が適用されると、本来の権利者が権利を失うことになる。このような重大な法効果を生じさせる規定であることに鑑みれば、「善意」でした行為は本来の権利者から権利を奪ってでも保護に値するものでなければならない。

そこで,「善意」とは,当該法律行為の当事者双方の善意を意味すると解すべきである。

論点2 悪意転得者への32条1項後段適用の法律構成

≪問題提起≫

「善意でした行為」(32条1項後段)による目的物の取得者からの転得者が悪意であった場合、失踪宣告の取消しを受けた本人は、悪意転得者に当該物の返還を請求できるか。悪意転得者への32条

最判昭 44.2.13 ⇒定 p.5 1項後段の適用は絶対的か,相対的か問題となる。

≪論証≫

悪意者を保護する必要性はないため、悪意者との関係では「善意でした行為」には該当せず、無効にすべきとも思える(相対的構成)。しかし、こう解すると、目的物を取り戻された悪意者が善意の前主に担保責任(561条)を追及することになり、双方善意による法律行為を保護しようとした32条1項後段の趣旨に反する結果となる。また、失踪者は、双方善意による法律行為で目的物が移転した時点で返還を断念すべき立場にあり、その後たまたま悪意者の手に渡ったからといって、失踪者を保護すべき必然性はない。

したがって、悪意の転得者に対しても32条1項後段が絶対的に 適用されると解すべきである(絶対的構成)。

論点3 悪意取得者への32条2項ただし書の適用の可否

≪問題提起≫

失踪者から返還請求を受けた場合,悪意取得者も現存利益の返還で足りるのか。悪意取得者への32条2項ただし書適用の可否が問題となる。

≪論証≫

32条2項ただし書は、善意悪意を区別していないから、悪意取 得者も現存利益の返還で足りるとも思える。

しかし、同項ただし書の趣旨は、返還義務による新たな負担ない し不利益を免れさせ、返還義務者を特別に保護しようとする点にあ り、悪意取得者は、このような特別の保護に値しないといえる。

したがって、悪意取得者には32条2項ただし書は適用されない と解すべきである(通説)。

* 通説からは,32条2項ただし書は,703条,704条の原則を確認するだけの 規定,ということになる。

3 法人

論点1 「目的の範囲内」(34条)の意義

≪問題提起≫

「目的の範囲内」として、いかなるものが制限されるか。

≪論証≫

法人は社会的に実在し、独立の社会的作用を担うがゆえに、権利 義務の主体たる地位が認められている。また、34条の文言上も「権 利を有し、義務を負う。」とされている。したがって、法人は、目的 によって権利能力が制限されていると解すべきである(権利能力制 限説)。

- * 判例の権利能力制限説の他に、代理権制限説などもある。
- * 法人の本質については争いがあるものの、社会経済的に重要な地位を占める 点に鑑みれば、法人は社会的に実在すると考えられる(法人実在説)。

論点2 「目的の範囲内」か否かの判断基準

≪問題提起≫

「目的の範囲内」(34条)にあたらない行為について、法人は権利能力を有しない。そこで、いかなる行為が「目的の範囲内」といえるのか。その判断基準が問題となる。

≪論証≫

目的の範囲外の行為について、法人に権利能力が認められない以上、その効果は絶対的無効と解される。それゆえ、「目的の範囲内」を厳格に解すると取引の安全を著しく害するおそれがある。

そこで,「目的の範囲内」の行為には,目的遂行のために,直接の みならず間接的に必要な行為まで広く含まれると解すべきである。

そして、目的遂行に必要な行為か否かは、現実に必要かどうかを みるのではなく、行為の客観的な性質に即して、抽象的に判断すべ きである。なぜなら、現実の必要性判断には詳細な調査が必要であ り、第三者にこれを要求することは困難だからである。

* 権利能力制限説から、目的の範囲外の行為の効果は当然に無効であり、表見 代理成立や追認の余地もない。もっとも、信義則上、無効主張が制限される場 合がある(最判昭 44.7.4/百選 I [第7版] [81])。 最大判昭 45. 6. 24 ⇒定 p. 7

最大判昭 45. 6. 24 ⇒定 p. 7

論点3 一般法人法90条4項の決議を欠く場合の行為の効力

≪問題提起≫

一般法人法90条4項の行為について,理事会決議がない場合の 効力をいかに解すべきか。

≪論証≫

一般社団法人の一定の業務執行に関する内部的意思決定をする権限が理事会に属する場合,代表理事は,理事会の決議に従って,一般社団法人を代表してその業務執行に関する法律行為をすることを要する。

しかし、代表理事が、一般社団法人の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する点に鑑みれば(法77条4項)、代表理事が、理事会の決議を経てすることを要する対外的な個々的取引行為を、その決議を経ないでした場合でも、その取引的行為は、内部的意思決定を欠くに止まるものといえる。

そこで、理事会決議を欠く代表理事の行為の効力は、原則として 有効であるが、相手方がその決議を経ていないことを知り又は知る ことができた場合には無効であるというべきである。

* 最判昭 40.9.22/会社百選[第3版][64]参照

論点4 「前項の権限に加えた制限」の意義

≪問題提起≫

「前項の権限に加えた制限」(一般法人法77条5項)とは、いかなる方法による制限を指すか。条文上明らかでなく問題となる。

≪論証≫

法77条5項の趣旨は、内部的制限について、外部からの判断が 困難であるため、これを善意の第三者に対抗できないとすることで 取引の安全を図ろうとする点にある。したがって、「前項の権限に加 えた制限」とは、定款等により加えられた内部的制限を指すと解す べきである。

論点5 理事の代表権の制限における「善意」の意義

≪問題提起≫

「善意」(一般法人法77条5項)は、何についての善意を指すか。

≪論証≫

法77条5項の趣旨は、内部的制限について、外部からの判断が 困難であるため、これを善意の第三者に対抗できないとすることで 取引の安全を図ろうとする点にある。これに加え、「権限に加えた制 限」との文言から、「善意」とは、理事の代表権に制限を加えられて いることを知らないことをいうと解する。

* 判例上,「善意」の主張立証責任は第三者にあると解されている。

最判昭 60.11.29/百選 I [第7版] [31]

論点6 一般法人法 77 条 5 項と 110 条の類推適用の関係

≪問題提起≫

法77条5項の「善意」に該当しない者に、110条の類推適用 が認められるか。

≪論証≫

法77条5項は、内部的制限について、外部からの判断が困難であるため、第三者の包括代理権に対する信頼を厚く保護すべく無過失を要求していない。この点で、110条の適用が排除されている。

しかし、内部的制限を第三者が知っていたとしても、他の事情から代表者の代理権を信頼した場合には、包括代理権ではなく、個別の代理権授与に対する信頼保護が問題となる。

したがって、第三者が個別の代理権授与を信じ、かつ信じたこと につき正当な理由が認められる場合には、110条が類推適用され ると解すべきである。

* 判例の事案は、内部的制限を知っていたものの、理事会決議があったと誤信した事案である。

論点7 「その職務を行うについて」の意義

≪問題提起≫

「その職務を行うについて」(一般法人法78条)の意義が条文上 明らかでなく問題となる。

≪論証≫

相手方からみて、代表者の当該行為が職務に属するかどうかは不

最判昭 60.11.29/百選 I [第7版] [31] 明確である。そこで、相手方の信頼保護の観点から、「その職務を行うについて」とは、行為の外形上職務の範囲内に属すると認められるものを指すと解する。

- * 相手方が職務の範囲内に属さないことについて、悪意重過失であった場合には、信頼保護の必要がないから、法78条の責任は発生しない(最判昭50.7.14)。
- * 法 78 条と 110 条を同時に主張する場合, 理論的にいえば, 契約自体が有効に成立する 110 条の適用を優先的に検討すべきである。
- * 法78条の責任主体は、代表権のある理事との限定がある。これに対し、715条には、そのような限定がない。したがって、法78条の責任が発生しない場合でも、715条の責任は生じうる。

論点8 一般法人法 78 条と代表者の個人責任 (709 条)

≪問題提起≫

代表者の行為について, 法78条で法人に責任が生じるのであれば, 代表者個人には責任が生じないのではないか。

≪論証≫

代表者の行為は、法人の機関としての行為という側面と、代表者個人の行為としての側面を有するというべきである。したがって、 法78条の法人責任の成立に関わらず、代表者個人の不法行為責任 も生じうる。 旧司平 7-2 大判昭 7.5.27

論点9 権利能力なき社団の財産の帰属

≪問題提起≫

権利能力なき社団の財産の帰属形態をどのように解すべきか。

≪論証≫

権利能力なき社団には、財産を所有しているとみられる社会的実態があるものの、権利能力が認められない以上、法的に社団に財産帰属を認めることはできない。そこで、財産は、構成員全員に総有的に帰属すると解すべきである。

- * 組合は合有と解されている。総有は合有とは異なり、財産に対する持分権を有しない。したがって、脱退による持分権の払戻し(681条1項)等もない。
- * 権利能力なき財団については、構成員を想定することができないから、財団 自体に権利義務が帰属すると解されている(最判昭 44.6.26)。

最判昭 39.10.15 / 百選 I [第7版][8] ⇒定 p.7

論点10 構成員の責任

≪問題提起≫

権利能力なき社団の構成員は、社団の債権者に対して個人的に責任を負うか。

≪論証≫

社団債務には社会的実態があるものの,権利能力がない以上,社 団自体に債務が帰属すると認めることはできない。

そこで、代表者が社団の名においてした取引上の債務は、構成員 全員に一個の義務として総有的に帰属し、社団の総有財産のみが責 任財産となり、構成員各自は、取引の相手方に対し、直接には個人 的債務ないし責任を負わないと解すべきである。 最判昭 48.10.9/百選 I [第7版] [9]

論点 11 代表者の責任

≪問題提起≫

代表者が権利能力なき社団の名でした取引上の債務について,代 表者に対する個人責任が認められるか。

≪論証≫

この点について、会社、法人及び組合では、代表者は個人責任負わない。これとの均衡から、権利能力なき社団名義での債務についても、代表者に個人責任は認められないと解すべきである。

相手方が代表者の個人資産をあてにしていた場合,保証人にする などの手段を採りうるから,上記のように解しても取引の安全を害 することはない。

* 権利能力なき財団の代表者の個人責任を否定した判例として,最判昭 44.11.4 がある。

論点 12 社団名義の登記

≪問題提起≫

実質上権利能力なき社団の財産に属する不動産について、社団名 義で登記することができるか。また、できないとすれば、第三者の 取引安全の保護をいかに考えるべきか。

≪論証≫

1 登記制度は、実体上の権利関係を忠実に外部に反映し、不動産 取引の安全を図ろうとするものである。そうすると、権利能力な

最判昭 47.6.2

き社団の資産は、その社団の構成員全員に総有的に帰属している のであって、社団自身が私法上の権利義務の主体となることはな いから、社団名義で登記することはできないと解すべきである。

2 次に、第三者の不動産の取引安全について、94条2項により 保護すべきとの見解がある。

しかし、94条2項は、真の権利者の帰責性を基礎にして虚偽の外観を信頼した第三者の保護を図る趣旨であるところ、社団名義での登記ができないがゆえに個人名義で登記をしている以上、帰責性が観念できず、94条2項適用の前提を欠くというべきである。

それゆえ, 第三者が保護されないとしてもやむを得ないと考える。

* 容易に法人格を取得しえたのに、あえて取得していない点に帰責性があると する見解もある。

第2章 法律行為

1 契約の成立・有効要件

論点1 動機の不法

≪問題提起≫

法律行為をする動機に不法性がある場合, そのような法律行為が 公序良俗(90条)に反して無効となるか。

≪論証≫

違法な動機により行われる法律行為を有効と認めると、違法な行 為を法が認めるのと同様の結果になる。

もっとも,動機は当事者の一方のみが認識し,他方は認識していないのが通常であるから,動機の不法を理由に常に法律行為を無効とすると,他方当事者の取引の有効性に対する信頼を害する。

そこで,両者の調和の観点から,動機が相手方に表示されるなど して,相手方が動機を認識していた場合に限り,当該法律行為を無 効とすべきである。

* 一般に、公序良俗に反するかどうかは、目的の正当性、行為の相当性をみて 判断することになる(最判昭 61.11.20/百選 I [第7版] [12])。 司平 28 ⇒定 p. 11

論点2 契約の解釈(客観説)

≪問題提起≫

一見すると意思表示は合致しているが、契約当事者の双方あるいは一方が、合致したかに見える意思表示の内容とは異なった意味で表示の内容を理解していた場合、契約の成立が認められるか。契約解釈についての基準が問題となる。

≪論証≫

表意者の内心を基準とすると,取引安全の要請が危険にさらされるし,表示の客観的意味は,通常人であれば理解できるはずであるから,客観的意味の誤解による不利益は,当事者自身が甘受すべきものである。したがって,契約解釈にあたっては,原則として当事者の表示行為の客観的意味を基準とすべきである(客観説)。

もっとも、客観的意味と異なるところで両当事者の意思が合致している場合、相手方の信頼を害するおそれはないし、客観的意味での契約拘束を認める必要性もないから、両当事者の意思を基準に契約解釈してよいと解する(客観説の修正)。

* この見解は、表示の客観的意味を基準として契約の成立と内容を確定するから、両当事者が付与した意味が合致しない場合にも、両当事者のいずれもが考えていなかった客観的意味での契約が成立することになる。この場合、錯誤(95)により契約の有効性を判断することになる。

2 通謀虚偽表示

論点1 94条2項における「善意」と無過失の要否

≪問題提起≫

「善意」(94条2項)といえるためには無過失が必要か。条文上明らかでなく問題となる。

≪論証≫

条文上,単に「善意」と規定するのみで,無過失を要求していない。そのうえ,虚偽表示をした者は,虚偽の外形を自ら意識的に作出している以上,帰責性が極めて大きいといえるから,第三者の主観的要件を厳格に解する必要はない。

したがって、第三者に無過失は不要と解すべきである。

司平21 大判昭 19.6.28/百選 I [第7版] [18]

旧司平 6-2 ⇒定 p. 12

論点2 94条2項の「第三者」の意義と登記の要否

≪問題提起≫

「第三者」(94条2項)の意義が条文上明らかでなく問題となる。

≪論証≫

9 4条2項の趣旨は、虚偽の外観を作出した真の権利者の帰責性を基礎に、その外観を信頼して取引に入った第三者を保護する点にある。そうであれば、「第三者」とは、そのような保護に値する者、すなわち、虚偽表示の当事者及びその包括承継人以外の者であって、虚偽表示の目的につき新たに独立した法律上の利害関係を有するに至った者をいうと解すべきである。

そして、「第三者」は真の権利者と前主後主の関係にあり対抗関係 (177条)に立たないから、対抗要件としての登記は不要である。 また、虚偽表示をした真の権利者の帰責性は大きいため、権利保護 資格要件としての登記も不要である。

- * 「第三者」に当たる例として、①仮装譲受人との間で目的物を譲り受ける契 約を結んだ者、②目的物の上に抵当権の設定を受ける契約を結んだ者、③仮装 債権の譲受人、④目的物の賃借人、⑤差押債権者が挙げられる。
- * 「第三者」に当たらない例として、①一般債権者(目的物を差し押さえれば「第三者」に当たる)、②債権の仮装譲受人から取立てのために債権譲渡を受けた者、③土地の仮装譲受人から地上建物を賃借した者、④借地人が借地上建物を仮装譲渡した場合の土地賃貸人が挙げられる。

論点3 譲受人悪意・転得者善意の場合の「第三者」該当性

≪問題提起≫

虚偽表示の目的物の譲受人が悪意で、その転得者が善意であった 場合、転得者は「第三者」(94条2項)にあたるか。

≪論証≫

94条2項の趣旨は、虚偽の外観を作出した真の権利者の帰責性を基礎に、その外観を信頼して取引に入った第三者を保護する点にある。また、真の権利者は、転得者が出現する前に、虚偽の外観を取り除くことができるし、虚偽の外観を信頼した転得者を保護する必要性があることに変わりはない。したがって、虚偽表示の目的物の譲受人が悪意で、その転得者が善意である場合も上記趣旨が妥当し、善意の転得者も「第三者」にあたる。

旧司平 6-2 予平 23 最判昭 44.5.27 ⇒定 p.12

最判昭 45.7.24

論点4 善意者からの悪意転得者(絶対的構成説)

≪問題提起≫

「善意の第三者」(94条2項)から権利を譲り受けた悪意の転得者に対し、真の権利者は虚偽表示による無効を主張することができるか。

≪論証≫

転得者も「第三者」にあたりうること、悪意者を保護する必要はないことを根拠に、第三者になった者ごとに虚偽表示の無効をその者に対して主張できるかどうか相対的に判断すべきとする見解がある(相対的構成説)。

しかし、相対的構成によると、善意の第三者の財産処分の自由が 事実上大きく制約される。すなわち、土地の取得に関心を寄せる者 は、自己の利益を守るために権利関係について調査するのが通常で あるから虚偽表示につき悪意となる可能性が大きく、正当な所有者 である善意の第三者の転売可能性が奪われることになる。

また、虚偽表示をした真の権利者は善意の第三者が不動産を処分 せずにもち続けている限り自らの権利を主張できないのであるか ら、このような虚偽表示者の権利回復への期待は保護に値しない。

したがって、一度善意の第三者が現れた場合、その第三者が確定 的に権利を取得し、転得者はその第三者の地位を承継するものと解 する(絶対的構成説)。

よって、転得者は善意悪意問わず、権利取得が認められるから、真の権利者は虚偽表示による無効を主張することはできない。

論点5 94条2項の第三者と権利者からの譲受人との関係

≪問題提起≫

AとBは通謀虚偽表示により不動産をAからBへ贈与し、移転登記手続も済ませたところ、「善意の第三者」(94条2項)であるCがBから当該不動産を購入した。他方、AもDへ当該不動産を売却した。Cは、真の権利者Aからの譲受人Dに対し当該不動産の登記を具備することなくその権利を対抗できるか。

「善意の第三者」と真の権利者からの譲受人との関係が、94条 2項による保護の法的構成と関連して問題となる。

≪論証≫

94条2項の保護を受ける結果として通謀虚偽表示により行われた法律行為が有効になるとする見解(順次取得説)から,BとDが

大判昭 6.10.24

予平 23

二重譲渡関係(177条)に立ち、Bが登記を具備している以上、 Dは当該不動産の所有権を取得しえず、Cは登記なくして当該不動 産の所有権をDに対抗することができると考える余地がある。

しかし、無効な行為や存在しない行為はあくまで無効・不存在な のであって、権利外観法理により第三者が保護されるからといって、 有効・存在するものとなるわけではない。

そうだとすれば、94条2項の適用により第三者が保護される場合、第三者が信頼した法律関係が有効・存在するものとされる結果として第三者が権利を取得するのではなく、94条2項の規定により真の権利者から所有権を直接的に取得すると解すべきである(法定承継取得説)。

したがって、善意の第三者と譲受人は、真の権利者を起点とした 二重譲渡類似の関係に立つため、登記の有無により所有権の帰趨が 決せられる(177条)。

よって、善意の第三者であるCと真の権利者Aからの譲受人であるDは対抗関係に立つから、Cは登記を具備しない限り、Dに対抗することはできない。

論点6 94条2項類推適用(意思外形対応型)

≪問題提起≫

虚偽表示の要件である通謀や意思表示がない場合にも、虚偽の外観を信頼して取引関係に入った者を保護することができないか。94条2項類推適用の可否が問題となる。

≪論証≫

虚偽表示の要件である通謀や意思表示がない以上, 94条2項を 直接適用することはできない。

もっとも、同条項の趣旨は、真の権利者の帰責性のもとに作出された外観を信頼した第三者を保護する点にある(権利外観法理)。

そうだとすれば、①虚偽の外観が存在し、②その外観作出につき 真の権利者の帰責性が認められ、③第三者がこの外観を信頼した場 合には、94条2項が類推適用されるものと解する。

* これは、真の権利者が認識していた虚偽の外観と実際に作出された虚偽の外観とが一致している場合に用いられる。その種類としては、①真の権利者自らが虚偽の外観を作出した場合、②他人が虚偽の外観を作出し、真の権利者がこれを明示又は黙示に承認していた場合が挙げられる。

司平 28 最判昭 45.9.22 / 百選 I [第 7版] [21] ⇒定 p. 12

論点7 94条2項・110条法意併用(意思外形非対応型)

≪問題提起≫

Aは仮装売買契約により不動産をBへ譲渡し、Bは仮登記を具備 した。その後、BはAに無断で本登記を具備し、不動産を善意のC に譲渡した。Cは不動産の権利をAに対抗することができるか。

≪論証≫

まず、AとBは仮装売買契約により仮登記という虚偽の外観を作出したに過ぎず、Cの信頼したB名義の本登記という虚偽の外観はAB間で「通じて」作出したものではないから、94条2項を直接適用することはできない。

次に、同条項の趣旨から、虚偽の外観作出につき真の権利者の帰責性が認められ、第三者がこの外観を信頼した場合には94条2項が類推適用されると解されるところ、本問のB名義の本登記という虚偽の外観につきAの意思的承諾又はこれと同視すべきほどの帰責性はないから、94条2項を類推適用することもできない。

しかし、第三者の信頼した外観が真の権利者の意思的関与の下に 作出されたものでないとしても、その外観の基礎となる外観が真の 権利者の帰責性に基づき作出されていた場合には、権限外の代理行 為がされた場合に認められる本人の帰責性に類似するから、94条 2項、110条の法意に照らし、虚偽の外観を信頼したことにつき 善意・無過失の第三者は保護されるものと解する。

したがって、本間でCが虚偽の外観について善意・無過失である場合には、Cは不動産の権利をAに対抗することができる。

- * 真の権利者の承認していた虚偽の外観の範囲を越えて新たな虚偽の外観が作出されている点で、新たな外観を真の権利者は認識していない。この点で、真の権利者の意思と第三者の信頼した外形が対応していないことに注意すること(意思外形非対応型)。
- * 94 条 2 項と 110 条の基礎にある帰責性に関する考えを合算することで、善意 無過失の第三者の保護を図ろうとした法理であると解される。

論点8 94条2項・110条類推適用(意思外形非対応型)

≪問題提起≫

AはBに不動産登記に関する取引や事務を広範かつ継続的に委ねていた。Aは不動産を売却する意思がないのに、Bから手続のために必要といわれたため、その内容や使途を確認することなくBから言われるままに売買契約書に署名・押印をし、Bに実印を渡し、当該不動産の登記申請書に押印するのを漫然とみていた。Bはこれらの書類を用いて当該不動産の登記をAからBに移転手続し、これを

最判昭 43. 10. 17 ⇒定 p. 12 そのような事情につき善意無過失のCに売却した。 Cは当該不動産の権利をAに対抗することができるか。

≪論証≫

まず、虚偽の外観であるB名義の登記の存在は、AB間で「通じて」作出されたものではないから、94条2項を直接適用することはできない。

次に、同条項の趣旨から、虚偽の外観作出につき真の権利者の帰責性が認められ、第三者がこの外観を信頼した場合には94条2項が類推適用されると解されるところ、本問では外観作出につき真の権利者Aに帰責性があるとはいえ、真の権利者は当該外観の存在すら認識していないから、同条項を類推適用することもできない。

しかし、権利者から一定の行為を委ねられていた者が権限外の虚偽の外観を作出した上で第三者と法律行為を行っている点で、権限外の代理行為があった場合と同様に考えることができる。また、権利者自身がその権限外行為を代理人が容易にすることのできる状況を作出している点で、権限外の代理行為における本人の帰責性との類似性を認めることができる。

そこで、94条2項、110条を類推適用し、真の権利者に虚偽の外観作出に対する帰責性が認められる場合、その外観につき善意無過失の第三者は保護されるものと解する。

したがって、Cは本問における一切の事情につき善意無過失であるから、CはAに当該不動産の権利を対抗することができる。

- * 真の権利者が虚偽の外観の存在を認識すらしていないため、その意思と外形とが対応していないことに注意すること(意思外形非対応型)。
- * 真の権利者の帰責性について、判例は「本件登記手続をすることができたのは……Aの余りにも不注意な行為によるものであり、Bによって虚偽の外観が作出されたことについてのAの帰責性の程度は、自ら外観の作出に積極的に関与した場合やこれを知りながらあえて放置した場合と同視し得るほど重いものというべきである」と認定している。
- * 法意併用型との違いは、①真の権利者自身が不実の外形を全く作出していない点、②不実の外形を作出した者は、真の権利者に委ねられていた一定の事務の範囲を越えた行為を行っており、法意併用型よりも110条の想定する事案に類似するという点が挙げられる。

旧司平 18-2 予平 29 最判平 18.2.23/百選 I [第 7版] [22] ⇒定 p. 12

3 錯誤

論点1 動機の錯誤

≪問題提起≫

動機の錯誤は「錯誤」(95条)にあたるか。

≪論証≫

「錯誤」とは、内心の効果意思と表示の不一致を表意者が知らないことをいうところ、動機は効果意思の前提にすぎないから、動機の錯誤は、原則として「錯誤」にあたらない。

もっとも、95条が表意者を保護しつつ取引安全との調和を図ることを趣旨としている点に鑑み、動機が明示又は黙示的に相手方に表示されて、意思表示の内容となっている場合には、動機の錯誤も「錯誤」にあたると解すべきである。

* 「動機が意思表示の内容となる」ためには、動機が両当事者の合意により契約内容に取り込まれたと認められることが必要になる。その判断は、①動機が当該法律行為を行う者であれば通常関心を持つ事項に関するものであるか、②当該動機の対象となっている事実の真否を、相手方がどの程度容易に知り得る立場にあるか、③両当事者の専門的知識や取引経験に差があるか、といった事実を考慮する。

旧司平 11-2 司平 26 最判平元. 9. 14/百選 I [第 7版] [24] ⇒定 p. 13

論点2 「法律行為の要素」(95条)の意義

≪問題提起≫

いかなる場合に「法律行為の要素」(95条)に錯誤があるといえるか。

≪論証≫

95条の趣旨は、表意者を保護しつつ取引安全との調和を図る点にあるから、「法律行為の要素」とは、意思表示の内容のうち、重要な部分を意味するものと解する。

すなわち、その点についての錯誤がなかったら表意者はその意思 表示をしなかっただろうし(主観的因果関係)、通常人が表意者の立 場にあったとしてもしなかっただろう(客観的重要性)と考えられ る場合を意味する。 最判昭 29.11.26 ⇒定 p.13

論点3 相手方が悪意の場合の95条ただし書適用の可否

≪問題提起≫

相手方が表意者の錯誤を知っていた場合でも、表意者に重大な過失があれば、95条ただし書が適用されるか。

≪論証≫

95条ただし書の趣旨は、表意者保護と取引安全の調和を図る点にある。そうだとすると、悪意の相手方の取引安全を保護する必要はないから、表意者保護を優先すべきである。

したがって、相手方が表意者の錯誤を知っていた場合は、95条 ただし書の適用はないと解する。

論点4 錯誤無効の主張権者

≪問題提起≫

表意者に「錯誤」(95条)がある場合,その相手方及び第三者が 意思表示の無効を主張することができるか。

≪論証≫

そもそも、95条は、表意者を保護するための規定であるから、 その保護を受けるかどうかは表意者の意思に任せるべきである。

したがって,錯誤無効を主張し得るのは原則的に表意者に限られ,相手方及び第三者は意思表示の無効を主張することができない(相対的無効)。

* 例外として, 債権者代位権を行使する場合(最判昭 45.3.26)が挙げられる。

旧司平 11-2 最判昭 40.9.10 ⇒定 p.13

論点5 錯誤無効主張前の第三者

≪問題提起≫

錯誤(95条)による意思表示の無効を無効主張前の第三者にも 対抗できるか。

≪論証≫

95条には、他の意思表示規定と異なり、意思表示の無効を第三者に対抗することができない場合を認める例外規定が存在しない。 それゆえ、錯誤無効は例外なく第三者に対抗できるとも思える。

しかし、詐欺にも錯誤が伴うから、詐欺と錯誤には重なり合いがあるといえる。また、96条3項の趣旨、すなわち、取消しの遡及効(121条)により害される第三者の取引の安全を保護するとい

大判大 11.3.22

う点は、錯誤無効の場合にも妥当する。さらに、他人に騙された詐欺の方が、自分で勝手に勘違いした錯誤よりも表意者の要保護性が高いはずであるから、錯誤無効を例外なく第三者に対抗できるとすると、詐欺との均衡を失することになる。

したがって、96条3項を類推適用し、錯誤無効の主張は、無効 主張前の善意の第三者に対抗できないと解すべきである。

* 錯誤(95)による意思表示の無効と無効主張後の第三者との関係も問題となる。詐欺取消後の第三者との関係と同様に、177条により解決を図るべきであるとする見解と94条2項類推適用により第三者が保護されるか否かを決すべきであるとする見解がある。

論点6 錯誤無効と詐欺取消しの二重効

≪問題提起≫

詐欺によって惹き起こされた錯誤が「要素の錯誤」に当たる場合, 錯誤無効と詐欺取消しをともに、又はいずれかを選択して主張でき るか。

≪論証≫

無効は法的に無を意味するため、それを取消しによって更に打ち 消す余地はないとも思える。

しかし、無効も取消しも一定の事実に対する法的評価にすぎず、 物理的意味での存否を意味するものではないから、存在しないもの を打ち消すことはできないと考える必要はない。また、錯誤の要素 性や詐欺取消しにおける詐欺者の故意について立証困難な場合があ り、表意者にいずれか一方の主張を強いるべきではない。

したがって,表意者はともに,又はいずれかを選択して主張する ことができるものと解する。

論点7 錯誤と瑕疵担保責任との関係

≪問題提起≫

錯誤(95条)と瑕疵担保(570条)が競合する場合、いずれが優先的に適用されるか。

≪論証≫

錯誤の効果は無効であるところ、契約の有効を前提とする瑕疵担保が問題になる余地はないといえる。したがって、錯誤の規定が優先的に適用され、瑕疵担保の規定は排除されると解すべきである。

* 通説は、錯誤と瑕疵担保が一般法と特別法の関係にあるという形式的論拠と、

旧司平 11-2 ⇒p. 1

旧司平 12-1 最判昭 33.6.14 / 百選 II [第 7 版] [71] 錯誤を優先すると紛争の早期解決を図ろうとした瑕疵担保の短期期間制限の趣旨が没却されるという実質的論拠から、瑕疵担保が優先するとしている。

* もっとも,近時は,処分権主義の観点から,判例はどちらの主張をするかを 当事者に委ねているとの指摘もなされている。

論点8 錯誤と和解の確定効との関係

≪問題提起≫

和解成立後(695条)に、和解内容と異なる事実が判明した場合、錯誤無効(95条)の主張をすることができるか。

≪論証≫

和解契約は、互譲により争いをやめることに意義があり、そのために「争いの目的」について確定効(696条)が生じる。そうすると、当該規定は紛争の蒸返し防止を趣旨とした、錯誤規定の特則と解される。したがって、「争いの目的」たる事項に錯誤があったとしても、錯誤無効の主張は認められない。

もっとも、和解の前提とされた事項や争いの対象としていない事項に錯誤がある場合には、錯誤無効の主張をすることができると解する。この場合、紛争の蒸返しにあたるとはいえないからである。

4 **詐欺・**強迫

論点1 沈黙による詐欺

≪問題提起≫

沈黙による詐欺(96条1項)が認められるか。単なる沈黙が欺 罔行為性を有するか否かが問題となる。

≪論証≫

沈黙のような不作為であっても人を錯誤に陥らせることは可能であるから、沈黙も欺罔行為になり得る。

もっとも、私人は互いに対等な立場にある以上、契約締結に際して必要な情報は自分で集めるのが原則と解されるから、沈黙が欺罔行為に当たり違法性を帯びるのは、相手方に情報提供義務が認められるような例外的場合に限られるべきである。

そして、相手方に情報提供義務が認められるかどうかは、①告げられなかった情報が、表意者が意思表示をしようと決心するについて重要な事項に関するものであったこと、②そのような重要性を相手方も知っていたこと、③相手方が、その情報を現に有していたか、容易に入手し得たこと、④相手方が、その情報を表意者に伝える必

最判昭 33.6.14 / 百選 Ⅱ [第7版] [71] 要があると認識していたこと等の事情により判断する。

* 一般的に詐欺が認められるためには、①詐欺者の故意、②違法な欺罔行為の存在、③その欺罔行為による錯誤、④その錯誤による意思表示が要件となる。なお、第三者詐欺の場合には、⑤相手方が詐欺の事実を知っていたことも必要となる。

論点2 96条3項における「第三者」の意義

≪問題提起≫

「第三者」(96条3項)の意義が条文上明らかでなく問題となる。

≪論証≫

96条3項の趣旨は、取消しの遡及効を制限して、当該意思表示 の有効なことを信頼して新たに利害関係を有するに至った者の地位 を保護しようとする点にある。

そこで、「第三者」とは、詐欺の当事者及びその包括承継人以外の 者で、遡及効の影響を受ける取消し前に、詐欺による意思表示によ って生じた法律関係について、新たに法律上の利害関係を有するに 至った者をいうと解する。 旧司平18-1 最判昭 49.9.26 / 百選 I [第7版] [23] 大判昭 17.9.30 / 百選 I [第7版] [53] ⇒定 p.14

論点3 96条3項における「善意」と無過失の要否

≪問題提起≫

「善意」(96条3項)といえるためには無過失が必要か。条文上明らかでなく問題となる。

≪論証≫

条文上,単に「善意」と規定するのみで、無過失を要求していない。しかし、詐欺による意思表示をした者の帰責性は、通謀虚偽表示のそれと比べてかなり小さい。それゆえ、相手方が保護されるためには、その信頼が正当なものであること、すなわち、善意のみならず無過失であることも要求すべきである。

そこで、「善意」とは、詐欺による意思表示であることを知らず、 かつ知らないことについて過失がないことを指すと解する。

* 判例は、条文の文言通り、無過失を要求していない。

論点4 96条3項の「第三者」と登記の要否

≪問題提起≫

「第三者」(96条3項)として保護されるために登記を具備する

旧司平 18-1 ⇒定 p. 14 ことが必要か。

≪論証≫

96条3項の趣旨は、取消しの遡及効を制限して、当該意思表示の有効なことを信頼して新たに利害関係を有するに至った者の地位を保護しようとする点にある。かかる趣旨に照らせば、第三者の範囲は、合理的に画定されるべきであって、対抗要件を備えた者に限定する必要性はないといえる。

したがって, 第三者が保護を受けるために登記は必要ない。

* 判例は、96条3項を、利害関係を有するに至った時点での第三者の信頼を保護する趣旨の規定と解している。

論点5 詐欺取消後の第三者

≪問題提起≫

詐欺取消し後に契約関係に入った第三者が「善意の第三者」(96条3項)にあたるか。あたらない場合,取消権者との法律関係をいかに解するか。

≪論証≫

96条3項の趣旨は、取消しの遡及効を制限して、当該意思表示の有効なことを信頼して新たに利害関係を有するに至った者の地位を保護しようとする点にある。それゆえ、「第三者」は、遡及効の影響を受ける取消し前の第三者に限られ、詐欺取消し後に契約関係に入ってきた第三者は同条項にいう「第三者」に当たらない。

もっとも,取消しの遡及効は法的擬制にすぎず,取り消されるまでは取り消すことのできる行為も有効であるから,取消しの時点で 復帰的に物権変動があったと扱うことができる。

そこで、二重譲渡と同様に対抗問題として、登記の先後で優劣を 決すべきものと解する(177条)。

よって、取消し後の第三者も、「第三者」(177条)として登記を備えれば所有権を対抗することができる。

最判昭 49.9.26 / 百選 I [第7版] [23] ⇒定 p.14

旧司平 18-1 大判昭 17.9.30 / 百選 I [第 7版] [53] ⇒定 p. 14

第3章 代理

1 序説

論点1 委任契約と代理権授与行為の関係

≪問題提起≫

委任契約が取り消された場合、代理人に授与されていた代理権も 消滅するか。

≪論証≫

代理権授与行為は委任契約とは別個独立の無名契約であるが、委 任契約を取り消した者が代理権授与行為のみ代理人に残存させる意 思を有しているとは通常考えられない。

そうだとすれば、委任契約が取り消された場合には授権行為も遡 及的に消滅すると解するのが当事者の合理的意思に合致する。

したがって、委任契約が取り消されれば、代理権も遡及的に消滅 するものと解すべきである(有因的構成)。

* 学説上,代理権授与行為を単独行為とみる見解もある。しかし,単独行為であるか無名契約であるかによって実質的な差異はないから,実益のない論争との見方が有力である。

関連論点

◆ 本人による取消しの場合と第三者保護

≪問題提起≫

本人が代理人との委任契約を取り消した場合,委任契約と有因性がある代理権についても遡及的に消滅する(121条)。そうすると、代理人の代理行為は、無権代理行為となり、原則として本人に効果帰属しない(113条1項)。もっとも、代理権の存在を信頼した第三者保護の必要性がある。そこで、その法律構成が問題となる。

≪論証≫

112条は法律行為時に代理権が消滅していた場合の第三者保護規定であるから、遡及的に代理権が消滅した場合において同条を直接適用することはできない。

もっとも,112条は,代理権が存在していたことに対する信頼を保護する趣旨であるところ,当該趣旨は,取り消されるまで有効に存在していた場合にも妥当する。

したがって、112条の類推適用により第三者保護を図るべきである。

旧司平 3-1, 21-1

◆ 代理人による取消しの場合と第三者保護

≪問題提起≫

代理人が未成年者であることを理由に委任契約を取り消した場合において、代理権の存在を信頼した第三者保護の法律構成が問題となる。

≪論証≫

取消しの遡及効(121条)により代理権も消滅するから、代理人の行為は無権代理となり、本人に効果帰属しないと解することもできる。

しかし、そもそも、未成年を理由とする取消しは、未成年者の利益保護の ために認められるところ、代理人がした法律行為が有効のままであっても、 未成年者である代理人に不利益はなく、すでになされた代理行為の効果を否 定する必要はないというべきである。

そこで、代理人が未成年者であることを理由に委任契約を取り消した場合は、代理権は将来に向かって消滅し、すでになされた代理行為の効果は有効と解すべきである。

論点2 表示機関の錯誤

≪問題提起≫

本人の意思と使者の表示との間に不一致が生じた場合,本人から 錯誤無効(95条)の主張が可能である。もっとも、相手方の表示 に対する信頼も保護する必要性がある。そこで、その法律構成が問 題となる。

≪論証≫

使者は、あくまでも本人の意思を表示する機関にすぎないから、 代理人に関する110条を直接適用することはできない。

もっとも、同条は、他人を使用して法律行為を完成させる以上、本人には一定の帰責性が認められることを根拠に、相手方の信頼を保護し、取引安全を図ろうとする趣旨である。かかる趣旨は、使者の場合にも妥当するから、相手方は、110条類推適用の主張ができると解すべきである。

2 代理行為

論点1 「本人の指図」(101Ⅱ)の解釈

≪問題提起≫

意思表示の効力がある事情についての善意・悪意や過失の有無に よって左右される場合において、本人の主観的事情が考慮されるの は、「本人の指図」(101条2項)がある場合に限定されるか。

≪論証≫

101条2項が本人の悪意や過失も考慮する旨を定めているのは、一定の事実を知り又は知り得る本人は、当該事実に基づいて適切な措置を講じれば自らの利益を守ることができたのであるから、それを怠った以上は不利益を受けても仕方ないという考え方に基づく。また、本人は代理人の利用により分業の利益を享受することができるが、これは本来自らがすべきことをしなくてもよい、ということまで意味するものではない。

そこで、「本人の指図」には本人が代理人をコントロールする可能 性がある場合が含まれると解する。

論点2 直接本人名義でなした代理行為の効果

≪問題提起≫

本人名義でなす代理行為(署名代理)は、「本人のためにすることを示してした」(99条1項)といえるか。

≪論証≫

そもそも、顕名が要求される趣旨は、効果帰属先を明示することで、相手方の取引安全を図る点にある。そうであれば、署名代理であっても、効果帰属先は明示されており、相手方の取引安全を図ることができるというべきである。

したがって、署名代理も「本人のためにすることを示してした」 にあたる。

* 署名代理で権限外の代理行為をした場合,110 条の類推適用となる。なぜなら、代理権に対する信頼はないものの、本人の行為と信じたことが取引上保護に値するのは、代理権を信じた場合と異なるところがないからである(最判昭44.12.19)。⇒p.32

論点3 代理権の濫用

≪問題提起≫

代理人が自己又は第三者の利益を図るためにその権限内の行為を した場合、その代理行為の効力をいかに解すべきか。

≪論証≫

代理権が濫用された場合、代理人は、効果を本人に帰属させる意思をもって、本人に効果帰属するという内容の意思表示をしている。 そこには心裡留保に類似する事態は存在しないため、93条ただし書を類推する基礎があるとはいえない。 旧司平 14-1, 21-1 司平 28 最判昭 42.4.20 / 百選 I 「第 7版」 [26] もっとも、代理人の背信的意図について悪意又は過失ある相手方を保護すべき理由はない。

そこで、法律行為は原則的に有効であるが、悪意又は過失ある相手方は保護しないという一般理論を掲げる93条ただし書を類推適用し、相手方が、代理人の背信的意図を知り、又は知ることができた場合には、本人にその行為の法律効果は帰属しないものと解する。

- * 判例の採用する 93 条ただし書類推適用説は,悪意又は過失ある相手方は保護 されないという一般理論を 93 条ただし書に仮託したに過ぎないと理解されて おり,学説上は疑問を呈されている。
- * 学説上は、相手方が悪意又は重過失ある場合には、信義則上、本人に対して効果の帰属を主張することができなくなると理解する信義則説が有力である。

論点4 代理と詐欺

≪問題提起≫

①相手方からの代理人に対する詐欺、②代理人からの相手方に対する詐欺、③相手方からの本人に対する詐欺に基づいて本人が代理権を授与した場合、④本人からの相手方に対する詐欺について、いかなる法律構成により処理されるか。

≪論証≫

1 ①の場合

詐欺の事実の有無は、代理人について判断されるから(101 条 1項)、本人は詐欺取消(96 条 1 項)の主張をすることができる。

もっとも、101条2項が本人の悪意や過失も考慮する旨を定めているのは、一定の事実を知り又は知り得る本人は、当該事実に基づいて適切な措置を講じれば自らの利益を守ることができたのであるから、それを怠った以上は不利益を受けても仕方ないという考え方に基づく。また、本人は代理人の利用により分業の利益を享受することができるが、これは本来自らがすべきことをしなくてもよい、ということまで意味するものではない。そこで、本人が代理人が詐欺にあっていることについて、悪意又は有過失の場合には、101条2項により詐欺取消の主張をすることができない。

2 ②の場合

詐欺等の「事実の有無は、代理人について決する。」と101条 1項で規定されているから、同条により相手方は詐欺取消(96 条1項)の主張をすることができる。

なお、本人が96条3項の「第三者」にあたるとも考えうるが、

⇒定 p. 20

大判明 39.3.31

代理人の行為の効果は本人に帰属し、本人は契約当事者といえる から、本人が「第三者」にあたると解することはできない。

3 ③の場合

相手方の本人に対する詐欺に基づいて本人が代理権を授与した場合,本人は、代理権授与行為を取り消すことができる(96条1項)。そして、取消しの遡及効(121条)により代理人の行為が無権代理となり、本人に効果帰属しない(113条1項)。

なお、代理人を「第三者」(96条3項)として考慮する必要はない。なぜなら、96条3項は、取消しの対象となる法律行為につき新たに法律上の利害関係を有するに至った者を保護する趣旨であるところ、代理権が消滅しても代理人に不都合はないからである。

4 ④の場合

たしかに、形式上は第三者による詐欺(96条2項)がなされているようにも見える。しかし、代理行為の効果は本人に帰属するから、取消しを制限して詐欺をした本人に利益を与えることになるのは妥当でない。

そこで、この場合、本人と代理人は一体と考えて、代理人の善意悪意にかかわらず、相手方は詐欺取消 (96条1項)の主張をすることができると解するべきである。

* ②の場合に関して、101 条 1 項は、意思表示の瑕疵に関する規定であるところ、詐欺を行う代理人に意思表示の瑕疵は認められないため、同条項を適用すべきではないとの批判が強い。

論点5 代理人と相手方が通謀虚偽表示をした場合の処理

≪問題提起≫

本人の知らないうちに代理人が相手方と通謀虚偽表示 (94条1項) をした場合,相手方は善意の本人に対して無効主張することができるか。その法律構成が問題となる。

≪論証≫

虚偽表示の事実の有無を代理人について決するとすれば(101 条1項),相手方は本人に対して無効主張ができるとも思える。

しかし、代理人が本人の不知の間に相手方と虚偽表示をした場合に相手方を保護する必要はない。また、代理制度は本人の利益のためのものであるから、代理人には、相手方と通謀して本人を騙すような権限はないというべきである。そうすると、相手方と通謀した代理人は、本人の意思表示の伝達機関すなわち、使者にすぎないと解することができる。

したがって、相手方は、101条1項を根拠として虚偽表示の無効を主張することができない。

この場合、相手方は、使者とみうる代理人と通謀することを秘匿して本人と取引しているから、心裡留保(93条)に類似するといえる。そこで、本人が相手方の真意を知っていたか又は知ることができた場合に限り、相手方は本人に対して無効を主張することができると解する(93条ただし書類推適用)。

3 表見代理

論点 1 法定代理に 109 条が適用されるか

≪問題提起≫

109条の規定は、法定代理にも適用されるか。

≪論証≫

109条の趣旨は、代理権授与表示をした本人の帰責性をもとに、 代理権の存在を信頼した第三者を保護しようとする点にある。そう すると、本人が代理権授与の表示をする余地がない法定代理には、 109条の趣旨は妥当しないから、法定代理に109条は適用され ないと解すべきである。

論点2 白紙委任状の交付と表見代理①(被交付者濫用型)

≪問題提起≫

白紙委任状を交付された者(代理権は与えられていない)が、その白紙委任状を利用(委任事項欄非濫用)して代理行為を行った場合、その法律行為の効果は本人に帰属するか。白紙委任状の交付が109条の定める代理権授与の「表示」と解することができるかが問題となる。

≪論証≫

109条の趣旨は、代理権授与表示をした本人の帰責性をもとに、代理権の存在を信頼した第三者を保護しようとする点にある。したがって、「表示」にあたるかは、本人の帰責性及び本人保護を上回る第三者の要保護性の観点から判断すべきである。

白紙委任状交付の場合において、本人は白紙委任状という濫用の おそれのあるものを交付している以上、本人に一定の帰責性がある といえる。

さらに,委任事項欄の濫用がなければ,本人が当初予定していた

⇒定 p. 18

効果が生じるだけで、本人保護の要請が低い。他方、相手方にとってみれば、白紙部分が補充された委任状は、本人作成か他人作成かで異なるところがないから、本人保護を上回る相手方の信頼保護の要請があるといえる。

よって、被交付者が白紙委任状を濫用して無権代理行為をした場合には、白紙委任状の交付をもって「表示」があったものといえる。

- * この論証は、代理権授与を伴わずに白紙委任状が交付された場合に妥当する ことに注意を要する。一定の代理権授与と共に白紙委任状が交付されたが、被 交付者が代理権の範囲外の行為を行った場合には110条の問題となる。
- * 上記事案と異なり, さらに白紙委任状の交付を受けた特定他人が委任事項欄 の濫用も行った場合, 109条, 110条が重畳適用される(最判昭 45.7.28/百選 I [第7版] [32])。

論点3 白紙委任状の交付と表見代理②(転得者濫用型)

≪問題提起≫

白紙委任状の転得者が、代理人欄のみならず委任事項欄も濫用して代理行為を行った場合、その法律行為の効果は本人に帰属するか。 白紙委任状の交付が109条の定める代理権授与の「表示」と解することができるかが問題となる。

≪論証≫

109条の趣旨は、代理権授与表示をした本人の帰責性をもとに、 代理権の存在を信頼した第三者を保護しようとする点にある。した がって、「表示」にあたるかは、本人の帰責性及び本人保護を上回る 第三者の要保護性の観点から判断すべきである。

白紙委任状交付の場合において,本人は,濫用のおそれのある白 紙委任状を交付している以上,本人には一定の帰責性がある。

しかし、そもそも委任状は転輾流通することを常態とするものではないから、転得者の無権代理行為については、本人の意思が及んでいないといえる。加えて、委任事項欄の濫用となれば、本人が受ける不測の被害が大きく、相手方の信頼よりも本人保護の必要性が高くなる。

したがって、何人において行使しても差し支えない趣旨で交付した場合でない限り、このような白紙委任状をもって代理権授与の「表示」と解することはできない。

* 判例は、委任事項の部分の濫用があっても顕著ではない場合(委任事項欄非 濫用型)と委任事項の部分の濫用が顕著な場合(委任事項欄濫用型)を区別し、 前者については109条の適用を肯定し、後者については否定する傾向にある。 本論証は後者について論じたものである。

前者について 109 条の成立を認めているのは、本人が覚悟していたのとほぼ

最判昭 39.5.23 / 百選 I [第7版] [27] ⇒定 p.18 同じ結果が生じるだけで、本人保護の必要性が小さい点に求められる。

論点4 事実行為と110条

≪問題提起≫

事実行為を行う権限を与えられていた者が、その権限を踰越して 法律行為を行った場合、その権限を基本代理権として、110条の 表見代理の成立を認めることができるか。

≪論証≫

110条の趣旨は、他人を使用して法律行為を完成させる以上、本人には一定の帰責性が認められることを根拠に、相手方の信頼を保護し、取引安全を図ろうとする趣旨である。かかる趣旨からすれば、その帰責性は、本人が無権代理人に自己の法律関係の変動を任せるほどのものでなければならない。

そこで、110条を適用するためには、基本代理権として少なく とも何らかの法律行為をなす権限が与えられている必要があるもの と解する。

したがって、事実行為を行う権限は110条の基本代理権にあたらず、表見代理の成立を認めることはできない。

* 事実行為を含む対外的な関係形成を委ねれば本人の帰責性としては十分であるとして、「権限」(110)とは、本人のために対外的行為をする権限であれば足り、法律行為か事実行為かは問わないとする見解も有力である。

論点5 公法上の行為と110条

≪問題提起≫

登記申請行為の代理権のような公法上の行為を行う代理権を与えられていた者が、権限外の代理行為をした場合、その権限を基本代理権として、110条の表見代理の成立を認めることができるか。

≪論証≫

表見代理の成立には、本人の帰責性が必要であるが、表見代理が 本人に法律行為の成立と同様の責任を負わせることからすれば、そ の帰責性は、本人が無権代理人に自己の法律関係の変動を任せるほ どのものでなければならない。

そこで、110条を適用するためには、基本代理権として少なく とも何らかの法律行為をなす権限が与えられている必要があり、単 なる公法上の行為についての代理権は110条の基本代理権にはあ たらないと解する。

もっとも、その行為が特定の私法上の取引行為の一環としてなさ

最判昭 35.2.19/百選 I [第7版] [29]

最判昭 46.6.3

れている場合には、その権限も私法上の法律行為をなす基本代理権 に含まれるものと解する。

論点6 相手方が代理人を本人と誤信した場合の処理

≪問題提起≫

署名代理で権限外の法律行為をした場合, 110条により本人に 効果帰属するか。

≪論証≫

署名代理の場合,相手方は代理人を本人だと誤信しているため, 代理権の存在に対する信頼を保護する110条を直接適用すること はできない。

もっとも、相手方が代理権限を信じ、本人に効果帰属すると信じた場合と、相手方を本人と信じ、本人に効果帰属すると信じた場合とで取引上保護の要請は異なるところがない。

そこで、110条を類推適用し、本人であると信じたことについて「正当な理由」がある場合には、契約の効果は本人に帰属するものと解する。

最判昭 44. 12. 19 ⇒p. 26

論点7 「第三者」(110条)の意義

≪問題提起≫

無権代理行為の相手方からの転得者も「第三者」(110条)に含まれるか。「第三者」の意義をいかに解すべきかが問題となる。

≪論証≫

110条の趣旨は、有効な代理権の存在を信頼した者を保護する 点にあるところ、有効な代理権の存在を信頼するのは代理人と直接 取引をする相手方に限られ、転得者にそのような信頼を観念するこ とはできない。

したがって,「第三者」とは無権代理行為の直接の相手方をいい, 転得者はこれに含まれないものと解する。

最判昭 36. 12. 12 ⇒定 p. 19

論点8 「正当な理由」(110条)の判断基準

≪問題提起≫

いかなる場合に「正当な理由」(110条)が認められるか。その 判断基準をいかに解すべきかが問題となる。

≪論証≫

110条は、本人の帰責性に基づく真実と異なる外形が存在し、 その外形を信頼した相手方を保護する表見法理規定であるから、相 手方には保護に値する信頼が存在しなければならない。

そこで、「正当な理由」とは、代理権の存在を相手方が信じたこと に過失がなかったことを意味すると解する。

具体的には、①代理権の存在を推測させる核となる事情の存在が認められると、原則として「正当な理由」があるといえる。しかし、②代理権の存在を疑わせる客観的事情がある場合には、相手方は代理権の存否について調査・確認義務が生じ、これを怠った場合に過失があったものとして「正当な理由」の存在が否定される。

- * ①に当たる例としては、実印、印鑑証明、委任状、権利証が存在する場合が 挙げられる。
- * ②に当たる例としては、資格徵憑の不自然性、利益相反的行為、本人の不利益の重大性、親族関係の存在、契約締結過程における疑わしい事情などが挙げられる。

論点9 「日常の家事」(761条)の範囲

≪問題提起≫

「日常の家事」(761条)の範囲をいかに解するか。

≪論証≫

「日常の家事」とは、個々の夫婦がそれぞれの共同生活を営むう えにおいて通常必要な法律行為をいう。

そして、個々の夫婦の実情により通常必要な法律行為かどうかが 異なることと、761条が夫婦の一方と取引関係に立つ第三者の保 護を目的とする規定であることに鑑み、通常必要な行為か否かは、 個々の夫婦の社会的地位、職業、資産、収入等の内部的事情や個別 的な目的のみならず、さらに客観的にその法律行為の種類、性質等 をも充分に考慮して判断すべきである。 最判昭 51.6.25 / 百選 I [第7版] [30] ⇒定 p.19

旧司平 2-1 最判昭 44.12.18/百選Ⅲ [8] ⇒p.214, 定p.120

論点 10 761 条は夫婦相互の家事代理権を認めているか

≪問題提起≫

761条は夫婦相互の代理権を認めた規定か。条文上明らかでな く問題となる。

≪論証≫

761条は、連帯責任を規定しているところ、権利が別個に帰属 し、債務が連帯すると解するのでは、夫婦間の公平に反する。した がって、同条は、夫婦相互に日常家事の範囲で代理権を認めたもの と解すべきである。 旧司平 2-1 最判昭 44.12.18/百選Ⅲ [8] ⇒p. 214, 定 p. 120

論点 11 日常家事代理権と 110条の適用

≪問題提起≫

夫婦の一方が日常家事の範囲外の法律行為をした場合において, 110条が適用されるか。

≪論証≫

夫婦の一方が日常家事に関する代理権の範囲外の法律行為をした場合、その代理権の存在を基礎として広く一般的に110条を適用することはできない。なぜなら、夫婦の財産的独立(762条1項)を害するおそれがあるからである。

もっとも、当該行為が日常家事の範囲に属すると信じた相手方の取引安全を保護する必要がある。

そこで、相手方において、その行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当な理由がある場合にかぎり、110条の趣旨を類推適用して相手方の保護を図るべきである。

旧司平 2-1 最判昭 44.12.18/百選Ⅲ [8]

論点 12 重畳適用の可否

≪問題提起≫

109条と110条, 110条と112条を重畳適用することができるか。

≪論証≫

表見代理規定は外観の存在、外観作出に対する本人の帰責性、外 観に対する信頼を要件とする外観法理の表れの一類型にすぎず、そ の他の類型や組み合わせを排除するものではない。また、その他の 最判昭 45.7.28/百選 I [第7版] [32] 大判昭 19.12.22/百選 I [第7版] [33] 類型や組み合わせであっても、外観を信頼した者を保護すべき要請 に変わりはない。

したがって、109条と110条、110条と112条を重畳適 用することは認められる。 ⇒定 p. 20

論点 13 無権代理人の責任と表見代理の関係

≪問題提起≫

無権代理人は、表見代理が成立することを抗弁として、無権代理 人の責任(117条1項)を免れることができるか。

≪論証≫

117条1項は、無権代理人が相手方に対し代理権がある旨を表示し又は自己を代理人であると信じさせるような行為をした事実を責任の根拠として、相手方の保護と取引の安全並びに代理制度の信用保持のために、法律が特別に認めた無過失責任である。

そうだとすれば、無権代理人の責任をもって表見代理が成立しない場合における補充的な責任と解すべき根拠はなく、両者は互いに独立した制度であると解すべきである。

したがって、無権代理人の責任の要件と表見代理の要件が共に存在する場合においても、表見代理の主張をするかどうかは相手方の自由であり、相手方は、表見代理の主張をしないで、直ちに無権代理人に対し117条の責任を問うこともできる。

よって、無権代理人は、表見代理が成立することを抗弁として主 張することはできない。

* 117 条 2 項の「過失」について、過失により表見代理が成立しない場合に、無権代理人の責任追及ができなくなるとして、重過失に限定する見解がある。しかし、判例は、117 条 1 項の無過失責任との均衡から、「過失」は重過失に限定されないとしている(最判昭 62.7.7/百選 I 「第 7 版」 [34])。

4 無権代理と相続

論点1 無権代理人が本人を相続した場合

≪問題提起≫

無権代理人が本人を相続した場合に、無権代理人が本人としての 追認拒絶権を行使して追認を拒絶することができるか。

≪論証≫

無権代理人が本人を相続した場合, 無権代理人に本人の資格と無

旧司平 2-1 最判昭 62.7.7/百選 I [第 7版] [34]

旧司平 2-1

権代理人の資格が共に帰属することになるから、両資格は融合し、 本人が自ら法律行為をしたのと同様に扱うべきとも思える。

しかし、これでは悪意の相手方すら保護されることになりかねず、 善意の相手方が契約取消権(115条)を失うことにもなるため妥 当でない。

そこで、かかる場合には資格の融合は生じず、本人を相続した無 権代理人は、本人としての資格と無権代理人としての資格を併せ持 つものと解すべきである。

もっとも、本人を相続した無権代理人は、自らした無権代理行為 につき本人の資格において追認を拒絶することを認めることは信義 則上(1条2項)、許されないと解する。

- * 生前に本人が追認拒絶していた場合,その時点で本人への効果不帰属が確定 し,追認拒絶の効果それ自体を主張しても信義に反するとはいえないから,無 権代理人が本人のした追認拒絶を援用することも許される(最判平10.7.17)。
- * 無権代理人の責任(117)は別途負うことに変わりはない。

論点2 本人が無権代理人を相続した場合

≪問題提起≫

本人が無権代理人を相続した場合に,無権代理人が本人としての 追認拒絶権を行使することができるか。

≪論証≫

本人が無権代理人を相続した場合,無権代理人に本人の資格と無権代理人の資格が共に帰属することになるから,両資格は融合し,本人が自ら法律行為をしたのと同様に扱うべきとも思える。

しかし、これでは悪意の相手方すら保護されることになりかねず、 善意の相手方が契約取消権(115条)を失うことにもなるため妥 当でない。また、本人は無権代理の被害者にすぎないから、追認拒 絶権を失う理由もない。

そこで、かかる場合には資格の融合は生じず、無権代理人を相続 した本人は、本人としての資格と無権代理人としての資格を併せ持 つものと解すべきである。

したがって、被相続人の無権代理行為は本人の相続により有効と なるわけではなく、本人は追認を拒絶することができる。

* 無権代理人の責任(117)は承継される。もっとも、本人が履行責任を負うのかについては、学説上議論がある。

最判昭 40.6.18 ⇒p.224, 定 p.21

最判昭 37.4.20 / 百選 I [第7版] [35] ⇒p. 224, 定 p. 21

論点3 無権代理と共同相続

≪問題提起≫

無権代理人が本人を相続したが、無権代理人が共同相続人の一人にすぎなかった場合、無権代理人が追認拒絶権を行使できない結果、他の共同相続人全員が追認をしなくても、無権代理人の相続分に相当する部分の契約が有効となるのか。

≪論証≫

本人が無権代理人を相続した場合,無権代理人に本人の資格と無 権代理人の資格が共に帰属することになるから,両資格は融合し, 本人が自ら法律行為をしたのと同様に扱うべきとも思える。

しかし、これでは悪意の相手方すら保護されることになりかねず、 善意の相手方が契約取消権(115条)を失うことにもなるため妥 当でない。

そこで、本人を相続した無権代理人は、本人としての資格と無権 代理人としての資格を併せ持つものの、信義則上、追認拒絶権を行 使することができないと解すべきである。

もっとも、追認権はその性質上相続人全員に不可分的に帰属する ところ、無権代理行為の追認は、本人に対して効力を生じていなか った法律行為を本人に対する関係において有効なものにするという 効果を生じさせるものである。

そうだとすれば、共同相続人全員が共同してこれを行使しない限り、無権代理行為が有効となるものではないと解すべきである。

したがって、他の共同相続人全員が無権代理行為の追認をしている場合に、無権代理人が追認を拒絶することは信義則上許されないとしても、他の共同相続人全員の追認がない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分に相当する部分においても当然に有効となるものではない。

* 無権代理人以外の共同相続人のうち一人でも追認拒絶をした場合には、無権 代理の効果は無権代理人にも他の共同相続人にも帰属せず、相手方は無権代理 人に対して117条1項の責任を追及するほかない。 旧司平 2-1 司平 28 最判平 5.1.21/百選 I [第 7版] [36] ⇒p. 224, 定 p. 21

論点4 相続人が無権代理人と本人の双方を相続した場合

≪問題提起≫

第三者が、無権代理人と本人の双方を相続し、無権代理人の資格 と本人の資格を共に取得した場合、第三者は追認を拒絶することが できるか。

≪論証≫

第三者が無権代理人と本人の双方を相続した場合,第三者に無権 代理人の資格と本人の資格とが共に帰属することになるから,両資 格は融合し,本人が自ら法律行為をしたのと同様に扱うべきとも思 える。

しかし、これでは悪意の相手方すら保護されることになりかねず、 善意の相手方が契約取消権(115条)を失うことにもなるため妥 当でない。

そこで、かかる場合には資格の融合は生じず、第三者に両資格が 併存するものと解すべきである。

そして,このような第三者は無権代理行為を自ら行ったわけではないから,無権代理行為の追認を拒絶しても,なんら信義に反することはない。

したがって,このような第三者は追認を拒絶することも許される。

* 判例は、第三者が無権代理人と本人の双方をこの順に相続した場合、第三者が本人の資格で追認拒絶する余地はなく、資格融合により法律行為は当然に効力を生じるとする。これは無権代理人が本人を相続した場合と同視できるからである。

しかし、①第三者が自ら無権代理行為をしたわけではないから信義則によって追認拒絶を禁じられる理由はない、②この理屈を貫くと、本人が先に死亡し、次に無権代理人が死亡した場合には、本人が無権代理人を相続した場合と同視でき追認拒絶が可能となる。このような偶然の事情により結論が異なることは妥当でない、という批判がある。

論点5 他人物売買における本人の追認

≪問題提起≫

ある物件につき権利を有しない者が権利を処分する行為をした場合, 116条により, 本来権利を有する者が追認することで, その行為の効果を有効とすることができるか。

≪論証≫

116条は、無権代理行為に関する規定であるから、他人物売買における追認に直接適用することはできない。

最判昭 63.3.1 ⇒p. 224, 定 p. 21

最判昭 37.8.10/百選 I [第7版] [38]

しかし、116条の趣旨は、権利主体の私的自治的決定を尊重する点にあるところ、無権代理における本人の追認も他人物売買における本人の追認も無権限者による処分権限の瑕疵を治癒するという点において異ならず、上記趣旨は妥当する。

したがって、無権利者の処分の場合にも116条類推適用により、 本来権利を有する者が追認することで、その行為の効果を有効とす ることができる。

第4章 無効・取消し

1 取消権者

論点1 主債務者の取消権を保証人が行使することの可否

≪問題提起≫

主債務者の取消権を保証人が行使することができるか。

≪論証≫

保証人は120条1項の取消権者に含まれないから、主債務者の 取消権を行使することはできない。

もっとも、主債務者が取消権を行使すれば、付従性により保証債務も消滅するところ、その余地があるのに保証債務が強制されるの は相当でない。

そこで、主債務者が取消権を有する間は、保証人は保証債務の履 行を拒絶することができると解すべきである。

論点2 制限行為能力者の取消権と法定代理人の取消権の関係

≪問題提起≫

取消権の時効(126条)の起算点は、取消権者により異なりうる。そこで、法定代理人の取消権が消滅した場合の制限行為能力者の取消権の帰趨が問題となる。

≪論証≫

法定代理人に取消権が認められているのは、制限行為能力者の利益保護が目的であるところ、法定代理人の判断があれば、制限行為能力者の利益保護の趣旨を十分に全うできる。

したがって、法定代理人の取消権が消滅した場合には、制限行為 能力者の取消権も消滅すると解すべきである。

2 無効な法律行為・取消しの効果

論点1 双務契約の無効・取消しと既履行の目的物の滅失

≪問題提起≫

双務契約の無効又は取消しによる目的物の返還義務が生じている が,両当事者の帰責事由なしに当該目的物が滅失した場合,両当事 者の法律関係をいかに解するか。

≪論証≫

703条をそのまま適用すれば、目的物が滅失して現存利益がないため、善意者の目的物返還義務が消滅するとも思える。

しかし、返還義務を免れる一方で代金返還を請求できるとするのは、 双務契約の当事者であったことを考慮すると不当である。

そこで、表見的法律関係が双務契約であったことを不当利得にも 反映させ、危険負担(534条以下)の法理を適用すべきである。

具体的には,目的物を支配していた返還義務者が危険を負担し(5

- 36条1項),目的物の賠償額と代金返還義務が同時履行の関係(533条)に立つと考える。
- * 帰責事由のある滅失であれば、返還義務の履行不能として、賠償義務を負うと解することができる。
- * 本論証の危険負担の法理は、修正した債権者主義を前提としている。したがって、目的物を支配している返還義務者が危険を負担することになる。
- * 解除の場合も同様に解することができる。

論点2 取消しにより生じた不当利得返還請求権の時効期間

≪問題提起≫

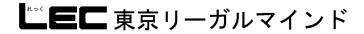
取消しにより生じた不当利得返還請求権の時効期間をいかに解するか。

≪論証≫

126条では、法律関係の早期安定を趣旨として時効期間を5年と定めている。かかる趣旨からすれば、取消しにより生じた不当利 得返還請求権も追認をすることができるときから5年の時効に服すると解することもできる。

しかし、取消権の行使により無効が確定するのであるから、上記 趣旨は達成されているということができる。そして、不当利得返還 請求権は取消しの結果生じる「債権」(167条1項)と認められる。

したがって、取消しにより生じた不当利得返還請求権の時効期間 は、取消権行使のときから10年となる。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

LU18382